

第八十四回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和五十三年五月九日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

金丸 三郎君

補欠選任

竹内 潔君

五月九日

辞任

井上 計君

補欠選任

中村 利次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

塚田十一郎君

林 道君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

源田 実君

斎藤栄三郎君

竹内 潔君

堀江 正夫君

野田 哲君

村田 秀三君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

村山 達雄君

福永 健司君

荒松清十郎君

政府委員

内閣法制局第二部長

行政管理局長

官房審議官

行政管理局長

行政管理局長

監察局長

大蔵省主計局次長

文部大臣官房長

建設大臣官房長

自治省行政局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

内閣官房内閣参事官

内閣総理大臣官房参事官

内閣総理大臣官房参事官

総務庁長官官房参事官

国土庁長官官房参事官

防犯企画課長

大蔵省主計局主計企画官

大蔵省理財局特別財産課長

厚生省社会局長課長

厚生省保険局長課長

通商産業省産業政策局産業構造課長

通商産業省立地公害局保安課長

味村 治君

加地 夏雄君

辻 敬一君

佐倉 尚君

秀河 徹映君

宮地 貫一君

栗屋 敏信君

近藤 隆之君

首藤 俊彦君

角田 達郎君

赤松 良子君

文田 久雄君

山崎 衛君

柳 晃君

公文 宏君

松岡 宏君

板山 賢治君

小林 功典君

日下部光昭君

水野 哲君

運輸大臣官房文書課長

運輸省鉄道監督

局民営鉄道部財務課長

会計検査院事務総局第五局長

参考人

日本開発銀行総裁

西村 康雄君

土坂 泰敏君

東島 駿治君

吉岡 英一君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等の整理に関する法律案の審査のため、本日、日本開発銀行総裁吉岡英一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。村山大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、その額を引き上げることとするほか、最低保障額の引き上げ、老齢者等に対する年金額の算出率の特例の改善、寡婦加算額の引き上げ等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することでありま。すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく年金のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、このたび、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置になら、昭和五十二年の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎となつて、年金額を引き上げることにより、本年四月分以後、年金額を引き上げることといたしており

ます。

第二に、公務関係年金及び長期在職者等の受ける退職年金等の最低保障額を、恩給における措置にならない改善することといたしております。

第三に、恩給公務員期間等を有する者に対する特例措置の改善といたしまして、長期在職した七十歳以上の老齢者等に対する年金額の割り増し措置の改善を図ることといたしておりますが、これも恩給における措置にならうものであります。

第四に、遺族年金に計算される寡婦加算及び遺族加算の額をそれぞれ年額一万二千円引き上げることといたしております。

以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を、公務員給与の改定状況等を考慮して、現行の三十六万円から三十八万円に引き上げることとする等、所要の措置を講ずることといたしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十三年四月一日といたしておりますが、衆議院におきまして公布の日と修正されております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 福永運輸大臣。

○国務大臣(福永健司君) 議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、このたび別途本国会で御審議いただいております恩給給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、寡婦加算の額の引き上げ等の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十二年の国家公務員の給与の改善内容に準じて引き上げることにより、昭和五十三年四月分から年金額を引き上げることといたしております。

第二に、旧国家公務員共済組合法等に基づく退職年金等の最低保障額につきまして、恩給等の改善措置に準じ、昭和五十三年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に支給する遺族年金の最低保障額につきまして、昭和五十三年六月分から、その額をさらに引き上げることといたしております。

また、旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等につきまして、恩給等の改善措置に準じ、その扶養加給の年額及び最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げるほか、最低保障額につきまして、昭和五十三年六月分から、その額をさらに引き上げることといたしております。

第三に、長期在職した七十歳以上の老齢者等に対する年金額の割り増し措置を改善することとし、恩給等の改善措置に準じ、昭和五十三年六月分から、その年金の額を引き上げることといたしております。

このほか、遺族年金等に加算される寡婦加算及び遺族加算の額につきまして、昭和五十三年六月分から、その額を年額一万二千円引き上げることとする等所要の措置を講ずることといたしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十三年四月一日といたしておりますが、衆議院におきまして公布の日と修正されております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で両案の説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(塚田十一郎君) 審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 ます、行政管理局長官に基本的な点について伺いたいと思うんですが、今回の法案は、福田内閣が昨年来取り上げてきた行政機構改革、この一環としての許可認可事務の整理、審議会の整理、この法案が提出をされているわけでありますが、政府の決定した方針によると、行政機構改革という問題については、国の行政機構とあわせて地方自治体の行政機構のあり方についても触れられておりますから、そういう点から、私は国の行政機構と、それから地方公共団体の行政機構にまたがって非常なむだ遣い、国費の非常なむだ遣いをやっている団体が存在している、そして、このような以下私が指摘をするような団体が存在することについて、今日まで政府の行政機構改革の検討課題の中で一回も触れられて話題になつたこともない、こういう点から、今回この問題を提起をして政府の見解を承つておきたいと思つております。

まず、行政管理局長官は、各都道府県に河川協会、道路協会、都市計画協会、砂防協会、こういうような団体が存在をしている。これらの団体は、さらに全国的な規模で砂防協会あるいは道路協会、河川協会、都市計画協会、こういう全国的な規模の団体を組織がされている。こういう団体があることについてどの程度の認識をお持ちになつておられますか、実態を承知されておりますか。

○国務大臣(荒松清十郎君) お答えをいたします。ただいま御指摘の団体の存在ことは承知しております。

ります。ただし、この団体の活動が十分であるかないかというような問題については、研究がまだ私としては足りない点がございます。大いに勉強いたしましたしつかりやってみたいと思つております。

○野田哲君 自治省の方では、各都道府県に、いま私が申し上げたような形の河川協会、砂防協会、道路協会、都市計画協会、こういう団体が構成をされている、そして、この団体は小さい県ではそれらを統合した形で土木協会、そして土木協会の中に砂防部会とか河川部会とか、道路部会とか都市計画部会とか、こういう形で運営をされているわけですが、自治省はそういう実態についてはどの程度把握されておりますか。

○政府委員(近藤隆之君) 私も県に勤務したことがございますので、そういった団体があるということは存じておりますが、それらの団体はほとんどが任意団体ではないかと承知いたしております。したがって、自治省といたしましてその実態は把握いたしておりません。

○野田哲君 行政局長は、この団体があることは知つてはいるけれども、任意団体であるから中身のことは十分承知していないと、こういうふうにおっしゃつておられますが、確かに任意団体ではあると思うんですが、その経費がそれぞれどの市町村の公費から負担をされている。しかも、これは全国共通して、私の調査したところでは、いわゆる一般会費という形でこれは市町村の規模別に負担がされている。しかし、この占める割合というのはごく一部であつて、大部分の経費というのは特別会費という形で、それぞれの事業費に応じて負担をする、こういう形で各市町村の予算の中に負担金として組まれている。こういう実態は、いかに任意団体であろうとも、これは自治省としては全く無関係とは言えないんじゃないかと思つてますが、いかがですか。

○政府委員(近藤隆之君) 分担金の割り振りの仕方がどうであるかというふうなことは承知しては私

どもよくわかりませんが、ただ、その分担金が公費で出されておるということについては、私も、当然のことです。ごいいますけれども強い関心は持っておるわけではございません。こういった、いま御指摘の協会のみならずいろいろな団体があるにしまして、地方団体は、公益上必要と認める場合には補助金、寄付金、分担金といったような形で支出することができるといいますが、その内容が適当かどうか、その問題につきましましては、当然のことながら、公益上必要と認め、それが予算を提案し、それぞれの議会が議決するというところでございまして、ここ数年來の非常に厳しい地方財政の状況にかんがみまして、補助金、負担金の洗い直しと同様に、特にこういう各種団体に対する分担金等についてもこの際洗い直して、本当にそれが有効に使われておるかどうかなというのを十分審査の上で出すようにというふうなことで、昨年の財政運営通達でも特にこの点を明記したところでございまして、今後ともそういった方針で自治省としてはやっています。と思っております。

○野田哲君 先ほどの自治省の答弁では任意団体だということでありまして、一応各都道府県にあるこれらの協会が共通して公費の中で負担金を計上している、その負担金の計上の仕方というのは、率はばらつきはありますが、共通していることは、普通会費というふうな言い方で、市町村の規模別あるいは人口割、こういう形で負担と、一番大きな割合を占めているのは、特別会費という形で、建設省からそれぞれの市町村におりてくる補助事業等の事業費の割合で分担をしていく、こういう負担割合というのは共通しているわけですね。ということは、つまりこれは自治省としてこれらの協会に対する負担金を、そういう形で負担をしていくことについて何か一定の基準でも示されて指導されたのか、あるいはこれは財政局の所管事項ということになるんでしょうが、自治省としてはこれらの負担を各市町村が行っていくことについては、まあどう言うの

ようか、財政措置の上でこれは容認をしてきたわけですか、その点いかがですか。

○政府委員(近藤隆之丞) 御承知のとおり、財政措置といたしましては、別にこういったものにつきまして地方交付税の基準財政需要額に算定するということなどはもちろんいたしております。したがって、それぞれの行政を遂行する上におきまして、こういった形をとることが適当だという市町村の自主的判断に基づいて、そういった分担金、負担金あるいは補助金といったような形で支出していただくと思っております。したがって、自治省といたしまして、もちろんそういった基準などを示してこうしろといったようなことはございません。

○野田哲君 建設省の方では、建設省の所管の事項に關して各都道府県に、先ほど私が名前を挙げたような団体が存在しているいろいろなかわり合っていることについて承知をされておりますか。

○政府委員(栗屋敏信君) 先ほど先生から御指摘ございました、全国的な団体でございます日本道路協会、日本河川協会、都市計画協会、治水砂防協会につきましましては、これは建設大臣許可の公益法人でございます。建設大臣が監督権限を有しておりますので、事業内容等詳細に承知をいたしております。ただ、都道府県に置かれておりますところの類似の都道府県単位の団体につきましては、任意団体でございますので、その存在については承知をいたしておりますけれども、具体的詳細な活動内容あるいは支出の内容等については承知をいたしておりません。

○野田哲君 これらの各都道府県に置かれている任意団体の経費の負担について、私が先ほど言いましたように、建設省の事業費の割合に応じて負担をしていく、こういう制度がとられていることについてはどの程度のことを御承知ですか。

○政府委員(栗屋敏信君) そういう例があるということは聞いてはおりますが、すべての団体個々にどういふふうな会費負担をしておるかということにつきましては、いまのところ私承知をいたし

ておりません。

○野田哲君 十分承知されていないようなお答えなんですけれども、この事業費に際した分担の制度、これは基本的に各都道府県の各協会にとられているわけですね。で、問題は、そういう形で分担をして、河川協会とか道路協会とか、そういうところへ集められた金が一体どう使われているか、これが実は非常に問題があるわけなんです。

それからもう一つは、事業費によって負担をしていくと、こういう形になっておるから、そこに非常に奇妙な現象があらわれている。どういう現象があらわれているかといいますが、私はここで数字を具体的に申し上げるわけですが、これも、五十二年度の場合を例にとってみますと、島根県とか、それから岐阜県とかいうところの先ほど申し上げたような四つの協会の予算額というのが非常にふえているわけですね。岐阜県の場合で言いますと三千二百万円、これは、たとえば新潟県が当時一千九百九十九万円とか、福岡県が一千七百五十万円とか、これに比べて岐阜県の場合三千二百万円というのとは非常に異なっている。大きな金額になっているわけですね。それから島根県の場合で言いますが、島根県が昭和五十二年度のこの四協会の予算額を見ると千五百五十万円という金額になっているわけですね。類似の県の鳥取県、これが約六十万円、あるいは奈良県が六十八万円、こういう金額に比べて、島根県が千五百五十万円というふうなことになるかといいますが、五十二年度にこういうふうになっているというのとは、岐阜県、それから島根県それぞれ災害があったわけですね。長良川の決壊とか、あるいは島根県に集中豪雨によって非常に河川のはらんが起った。つまり、これらの協会の経費というのは、集中的に災害が起こればそれに際して建設省の災害復旧事業などが増額をされる、それに際して負担割合が加わってくるものだから、つまり災害の起きた県は、そういう形でその翌年度はこの土木協会とか道路協会、河川協会、こういうところの予算といいますが、

経費が極端に膨張する、こういう仕組みになっているんです。つまり、事業に一番金がかかる県で自動的にこの協会の予算も水ぶくれ状態にふくれしていく、こういうあり方が一体いいのかどうか。こういう点で私は、一体こういう協会が主に何をやっているのか、こういう点で幾つかの具体的な例を指摘していきたいと思っております。

私は九つの県の具体的な資料をここに持っておりますが、それによって調査したわけですね。県の名前を言いますと、福岡、岐阜、新潟、兵庫、栃木、奈良、鳥取、鳥取、高知。大体全国的に見て規模の大きい県、中規模、それから小さい県、地域的にも各地域からピックアップして資料を取り寄せてみたわけですね。そうすると、大体この九つの県というのは、先ほど申し上げましたように非常に規模の大きい県と一番小さい県、中規模の県、こういう形でそれぞれ三つずつ選んでおりますから、大体まあ平均値が私は出てくるんだと思っております。これによって見ると、私がさきに挙げたような四つの協会、あるいは島根県などは土木協会という形でその中に四つの部会を置いてやっているわけですが、大体共通しているわけですね。大体、平均いたしまして一つの県で二千五百万円ぐらいの経費を一年に使っているわけですね。全部これは市町村からの、先ほど言ったような分担金によって充てられているわけですね。約二千五百万円ぐらいの金が平均いたしまして集められているわけですが、支出の項を見ると、事務費とか、あるいは会議費、こういう事務的な経費を除いた約半額、一千万円ぐらいが各県共通して、予算項目等も全く各県共通しているんですが、事業促進費、こういう形で計上されているわけですね。この事業促進費であります、ここに各協会の事業報告によりまして、つまりこれは大蔵省、あるいは主に建設省でありますけれども、建設省への陳情の経費に充てたと、こうなっているわけなんです。

私の手元にある九つの県の各協会の事業促進費だけで約九千万円ぐらいをこの陳情の費用に充てたと、こうなっているわけですね。恐らく

経費が極端に膨張する、こういう仕組みになっているんです。つまり、事業に一番金がかかる県で自動的にこの協会の予算も水ぶくれ状態にふくれしていく、こういうあり方が一体いいのかどうか。こういう点で私は、一体こういう協会が主に何をやっているのか、こういう点で幾つかの具体的な例を指摘していきたいと思っております。

私は九つの県の具体的な資料をここに持っておりますが、それによって調査したわけですね。県の名前を言いますと、福岡、岐阜、新潟、兵庫、栃木、奈良、鳥取、鳥取、高知。大体全国的に見て規模の大きい県、中規模、それから小さい県、地域的にも各地域からピックアップして資料を取り寄せてみたわけですね。そうすると、大体この九つの県というのは、先ほど申し上げましたように非常に規模の大きい県と一番小さい県、中規模の県、こういう形でそれぞれ三つずつ選んでおりますから、大体まあ平均値が私は出てくるんだと思っております。これによって見ると、私がさきに挙げたような四つの協会、あるいは島根県などは土木協会という形でその中に四つの部会を置いてやっているわけですが、大体共通しているわけですね。大体、平均いたしまして一つの県で二千五百万円ぐらいの経費を一年に使っているわけですね。全部これは市町村からの、先ほど言ったような分担金によって充てられているわけですね。約二千五百万円ぐらいの金が平均いたしまして集められているわけですが、支出の項を見ると、事務費とか、あるいは会議費、こういう事務的な経費を除いた約半額、一千万円ぐらいが各県共通して、予算項目等も全く各県共通しているんですが、事業促進費、こういう形で計上されているわけですね。この事業促進費であります、ここに各協会の事業報告によりまして、つまりこれは大蔵省、あるいは主に建設省でありますけれども、建設省への陳情の経費に充てたと、こうなっているわけなんです。

私の手元にある九つの県の各協会の事業促進費だけで約九千万円ぐらいをこの陳情の費用に充てたと、こうなっているわけですね。恐らく

これは全国の規模で四十八都道府県合わせると、私の推定では大体五億円ぐらいがこの事業促進費という名目の陳情費に充てられている、消費をさされている、こういうふうな推定をされるわけなんです。この金は、先ほど言いましたようにすべて市町村からの分担金という形で賄われている。つまり国民の税金で賄われているわけです。しかもその額については、先ほど言いましたように、建設省で決定をした各市町村に対する事業費の割合に応じて分担をするということになっているわけでありますから、建設省の事業費が増額をすれば、自動的にこの事業促進費というものが増額をする。岐阜県のように長良川が決壊すると、そここれらの協会の予算が急膨張して必然的に事業促進費というものも水ぶくれ状態に膨張する。島根県で集中豪雨があって河川がはんらんをすれば、そこで事業費に応じて分担をしていくわけでありますから、この事業促進費というのが急膨張していきます、こういう仕組みになっているわけです。つまり、あなたの方のところで、建設省で公共の事業費が決められれば、それによって自動的にこの事業促進費が決められる、こういう仕組みになっているんです。それが結局また建設省に対する陳情費に使われている。こういう方について、官房長としてはこれは妥当なあり方かどうか、ふうにお考えになりますか、いかがですか。

○政府委員(粟屋敏信君) いまお話ございました建設省関係の事業費がふえればそれにつれて自動的に市町村の分担金がふえ、したがって必然的に協会の予算がふえるという仕組みについて、実は、初めてきょう拝聴いたしましたわけでございまして、個々の段階においてどういふような負担方法をやっておられるか、はっきり承知いたしませんので明確な見解を申し上げたいわけでございますけれども、そういう公益的な団体の費用の分担方法につきまして、事業費制でやるということにつきましては、一般論からいたしますと必ずしも適切ではないというふうな考えを持っております。

○野田哲君 これらの協会の予算書を見ると、こ

これは荒松行政管理局長官も聞いておいていただかぬといけなものです、後でまた見解を承るのです。問題は事業促進費なんです。つまり陳情費、説明に書いてある。これは陳情に来る人たちの旅費とか宿泊費とかいうのじゃないんです。旅費とか宿泊費というのはまた別に計上されているんです。それから、陳情に来る人たちというのは、この協会に勤務している職員というのはもう事務的な職員しかいないわけですから、陳情に来る人たちというのは、この中に全部いついづれが陳情に行ったといふことはそれぞれ書いてあるわけですけれども、大体、市町村長とか、市町村の土木関係の職員、あるいは地方議員が来ているわけです。その費用というのは、それぞれの自治体で正規の自治体からの出張旅費として出されているわけですから、ここにある事業促進費というのは、つまりこれは陳情に来るときの旅費や宿泊費ではないといふことになるわけです。それから、建設省の方から、この事業報告によりますと、機会あるごとに来県を願って現地視察を行つてもらつて事業促進方について陳情したと、こうなっているわけです。つまり、それぞれの地域に來てもらつて説明をし、現場を見てもらつて陳情したと、こうなっているわけです。そうすると、恐らく建設省としては、ここにこういう事業が必要だからぜひ来て見てもらいたい、こういうことがあつて係官が地建なりあるいは本省の方から現地へ行かれる場合、これは公務の出張でありますから、来いといふんだつたら旅費、宿泊料はおまえさんの方で持てと、おれの方は身柄だけやるといふことではないと思うのです。これは必要が認められて派遣をされる場合には、やはり国家公務員の旅費規定に基づいた正規の旅費、宿泊費等払つておられると思うのですが、この点は官房長官がですか。

○政府委員(栗屋敏信君) 先ほど協会の事業内容に、建設省から来県を願つて調査をしてもらつたといふことでございますが、建設省といひましたのは、そういう協会の要請によつて出張すること

はございません。都道府県なり市町村、公共団体と協議の上、事業施行個所の調査のために出張することはございます。その際は、もちろん公務の出張でございますので国家公務員旅費法の規定に従いまして支給をいたしております。

○野田哲君 この事業促進費がどういう形で使われているかということについて、各県の何々協会というところのこの議案書から拾い出して、実例を挙げてその上でまた見解を聞きたいと思うんですが、たとえば岐阜県の道路協会、その事業報告を見ると、五十二年の一月十日、五十二年の五月二十六日、五十二年の七月十九日、この三回、建設省に岐阜県における道路事業の促進方について陳情した、こうなっているわけです。これは記録によりますと、全国的な道路問題等についての会議がありますね、会議と並行した形で、会議に出席をして、その機会に三回建設省に陳情した、こういうふうになっているわけです。それ以外に、記録によりますと、機会あるごとに建設省に出向いていき、あるいは建設省からできるだけ来県を願って事業の促進を陳情した、こういうふうな事業報告では報告が行われているわけです。そこで、これらの行動について、この陳情の経費として岐阜県の道路協会では九百九十五万円を支出をした、事業促進費として九百九十五万円を支出したと、こうなっているわけです。旅費が払われ、宿泊費が支払われ、あるいは建設省から岐阜県に出向いていく者については建設省として国家公務員の旅費法に基づいて旅費、宿泊費が支払われ、それで現場を視察をし陳情を受ける。出向いたのは三回出向いて、それ以外に機会があるごとに建設省へ出向いていった。これも旅費は別に支出をされているわけです。それ以外に、この道路協会として陳情のために九百九十五万円を支出した、こうなっているわけです。どうしても私は納得いかないんですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(栗屋敏信君) どういうふうな人員構成で何名陳情され、その陳情された方の行動がど

うかということを私も全然承知をいたしませんので、どういうふうにその経費が使われたかということも、ちよつと私としてはわかりかねる次第でございます。

○野田哲君　じやもう一つ例を挙げますけれども、新潟県の例を挙げますと、新潟県の道路協会、これは記録によりますと、建設省の本省と北陸地建に、五十一年の四月一日から五十二年の三月三十一日までの間、一年間に五回陳情に行つた、こうなっているわけです。そして、このときの経費として四百万円が支出されている、こういうふうになっているわけです。新潟県の河川協会、これも五十一年の四月一日から五十二年三月三十一日まで、建設省と北陸地建、これに五回陳情に行つた、その経費として六百五十万円を支出した、こうなっているわけです。新潟県の場合を調べてみるとこういうふうになっているわけです。新潟県の各四つの協会の記録によると、これらの陳情については四つの団体、道路、河川、都市計画、それから砂防、この四つの団体がそれぞれ同一行動をとった、こういうことになっているわけです。つまり行つた人間は同じ人間なんです。行つた先も同じなんです。つまり、何人かの人たちが北陸地建へ行つて、そこで道路課へ行き、砂防課へ行き、河川課へ行きして帰つたわけなんです。あるいは同じ人間が建設省に来て、何人かの方が一緒に来て、そして建設省で道路局へ行き、河川局へ行き都市計画局へ行き、こういう行動をとっているわけです。その費用として道路協会は四百万円使つた、河川協会は六百五十万円使つた、こういうふうになって、結局その五回の陳情行動で大体千五百万円ぐらいを使っているわけなんです。つまり、單純に割りますと一回陳情に来るごとに三百万使っていると、こういうような報告になっているわけなんです。

こういうふうに、まだほかにも例を挙げれば切りがないんですが、それぞれの地方公共団体の関係者が、陳情に来ることに多額の金か、旅費とか宿泊費とか、これ以外に何十万とか何百万とかい

う金がきわめて簡単に支出をされているわけ
です。旅費や宿泊料は、これは自治体の予算から別
に出ているということになると、結局、一体これ
らの金は何に使われたのか、こういう疑惑を持た
ざるを得ないんです。ある県でこの点に疑問を持
って、議会から選出をされている、自治体のある
市の会計監査の人が、負担金を自治体で出してい
るんだからぜひこの協会の経理内容について監査
をしたい、こういうことで申し出たところ、事務
費とか会議費等については非常に明細な資料が提
出をされたそうですが、私はこの県、市の名前は挙
げませんが、この事業促進費だけについて
はがんとして内容の説明を断られたと、こういう
ふうなことを聞いているわけなんです。つまり、
端的に言ってしまうと、これはいわゆる宴会の費
用とか、あるいは贈答品の費用として使われてい
るのでしょうか考えられない、こういうふうには
思わないわけですし、幾つか私は具体的な事例も承知
をしておりますけれども、そのことをここであげ
ておこうが本意ではありませんから名前は伏せま
すけれども、つまり、これらの団体の果たしている
役割りというのはどういう意味かといえますと、
各地方公共団体が事業費に充てて経費を分担を
して、そして地方公共団体の支出がたい費用を
ここにプールをして、つまり、言うならばダミー
をつくってそこから支出をしている、こういう仕
組みになっているわけなんです。しかも、こういう協
会の事務所はどこに置いてあるかといえますと、
大体各県の土木部の中に置いてあるわけなんです。
実際の事務処理はほとんど土木部の中でやられて
いるわけなんです。こういうふうないわゆるトンネ
ル機関があつて、そこで非常な多額の経費が国民
の前に明らかにされない形で使われている。こう
いう仕組みについて、特に記録によれば全部建設
省へ陳情のためにこういう金が要ったんだとい
う形がここにこれだけあるわけなんです。これは官房長
としてどういふ認識をお持ちですか。

○政府委員(栗屋敏信君) いま先生の御指摘の中
に、それらの事業促進費がすべて宴会のために使

われたのではないかという御疑念が表明をされた
わけでございますが、私もこの経費の支出につ
きましては、それぞれの各都道府県単位の協会の
仕事でございまして、その中で承知をいたしてお
りませんが、ただ、予算編成時期等には多数の市
町村長なりあるいは議会議員の方が東京におい
でになりまして、地元の切なる要望を陳情される
わけでございます。旅費や宿泊費がどこから出て
いるかといふことも、これまた私も実情を存じませ
んの、正確なことは申し上げられませんが、それ
入っているのではないかと、全部が全部宴会費であ
るといふのもどうかというふうな感じはいたし
ております。ただ、いざにいたしまして、そ
ういふ公費で賄われておりますこれらの協会の金
でございまして、これらが建設省等の懇談会の
費用等に回されているとするならば、これは問題
があるというふうな考えをしております。

○野田哲君 自治省に伺いますが、明らかにこれ
は一〇〇%地方公共団体の負担金によってこうい
う形の運営がされているわけですが、あなたは任
意団体だから直接はかかわっていないんだと、こ
ういふふうな意味のことを言われまして、これ
も、地方公共団体の一〇〇%負担金によってこう
いう団体が維持され運営されているわけですし、
構成員というのは、これは一〇〇%県下の市町村
長が構成員になっているわけなんです。市町村長とい
うよりも地方公共団体が構成員になっているわけ
なんです。当然そこで集められる金、使われる金、こ
れについては、それぞれ加盟している地方公共団
体から監査の申し出があれば当然それに応じるべ
きではないんですか、いかがですか。

○政府委員(近藤隆之君) そういうような分担金
を支出しております場合に、それぞれの地方公共
団体における監査委員が、必要に応じて、あるいは
長の命令によりましてその団体を監査することが
できるという規定がございまして、したがって、し
て、問題があるようございしますならば、それぞ

れの市町村の監査委員がその監査を行うというこ
とになるであろうと思ひます。

○野田哲君 その団体がそういう形で公費を集め
て、いろいろ事業促進費という名目で多額の支出
を行っているんですが、この使途については、
全くこれはもう任意団体だからその協会の手続
さえ得られれば、法律的には何に使ってもいいと
いうことになるんですか、事業促進とは全くな
かりのないことに使われている。具体的な例を挙
げますが、この協会でゴルフの会員権を事業促進
費の中で買って、そして加盟団体関係職員がその
会員権を使ってゴルフをやっている。こういうよ
うなあり方、これはいかがですか、これはどうお
考えになりますか。

○政府委員(近藤隆之君) 内容がよくわかりませ
んの、的確な批判はできませんけれども、常識的
に申しますならば、ゴルフの会員権というものを
いうところでも買うような必然性というのはい
んじやないかというふうな気がいたします。

○野田哲君 公費がそういう形で集められて、一
つの団体の経費に充てられていく、そしてそこ
で、いま内容承知の上ではないが、たとえばそこ
でゴルフの会員権を買っている、こういうような
のは適当ではないというお話があったわけですが、
そういうあり方について自治省として規制の
措置は、これは具体的に言えば取り得ないんです
か、どうですか。

○政府委員(近藤隆之君) 戦後の自治法の精神と
いうのが、地方自治というものを非常に尊重し、
地方団体はその自治に基づいてみずからの責任で
運営するという基本になっておることは御承知の
とおりでございます。自治省は必要な助言とい
うことはもちろんできるわけでございます。

そこで、この問題につきましては、実は私も
は地方団体が出します補助金以上に問題が大きい
んじゃないかと思ひます。補助金の場合には、こ
ういふ仕事をやるからこれだけの補助金を出す
というふうなことで、こういう分担金という場合は、

みんな決めてこれだけの負担割合でということ
で出すわけでございます。したがって、従来
なかなかその分担金で行われる仕事の内容につ
いて、それぞれの地方団体が十分審査の上この分
担金を納めているかどうかということについては問
題があるわけでございますので、そこで先ほども
申しましたように、こゝ、二年、特に地方財政
が厳しい折でもございまして、こういう分担金
については特に注意してその内容を洗えとい
うような指導をしておるところでございます。

○野田哲君 行政局長は、地方自治についてはさ
も尊重するといふような説明があつたわけですが
けれども、私は余りあなたのところでは尊重してい
ると思ひつけないんです。だから、都合のいい
ときだけ、尊重するんだから余り干渉がましいこ
とは言えないんだとおっしゃつても、それは私は
納得ができません。あなたのような説明によ
りますと、つまり県下の市町村で、自治体直接
支出ができないような、多少後ろ暗いような気持
ちの持たれるような経費については、しかもこれ
が各市町村共通の問題だということであれば、あ
なたのおっしゃるような趣旨から言えば、何か県
下の市町村で団体をつくって、そこへ分担金出
して、トンネルを通して、そしてその団体から使
つていけば全くだれからの干渉も受けないし、自
治省のことがめも受けないと、こういう仕組みに
なつてくるし、これはかなりそういう性格をいま申
上げたような団体は持っていると思ひます。

が、自治のたまえだから、もうそれ以上のこと
は何にもやりやうがないんだということであ
れば、これからはもうやりやう方が全く規制できな
いということになるんですが、やはり分担金のあ
り方、あるいは各地方公共団体がどういふ団体を
構成をしているのか、こういう点については、私
はきょうはこれは建設省の官房長にはお気の毒で
すが、建設省の問題を指摘したわけですが、建設
省の関係だけじゃないですよ、これは、農林関係
もある、そのほかにもいろいろ各省庁別の類似の
団体はまだほかにもたくさんありますよ。そこへ

みんなそういう形でトンネルをしていくと、あとはだれの干渉も受けずに金が集められて使われていくということでは、これは行政のあり方として、私は国民に対して公明正大なあり方ではないと思うんです。これはやはり洗い直しをすべきではないですか、いかがですか。

○政府委員(近藤隆之丞) 本日御指摘のいろいろな団体が、そういった地方団体が表面に出せないような金を保持するための、それだけの目的の団体であるかどうかという点はいろいろ問題があるところだと思ひますし、それぞれの行政について、そういう協会にやらせる方がベターであるというところで地方公共団体が恐らく予算を支出しておるんだと思ひますけれども、先ほど来申し上げておきますように、この分担金の場合、ともすれば、それがどういふふうに使われるかという内容についての審査が不十分なまま地方団体が議決をして出すということが間々ありがちでございますので、特にそういうことがないようには、ここ一年、二年地方公共団体に強く指導しておるところでございますが、今後ともそういった問題については特に注意を喚起していきたいと思ひております。

○野田哲君 もう一つは、やはりこの団体の人事の構成ですね、大体私の調べたところでは、こういう団体の事務局は県庁の中に置かれていて、そして役員はこの自治体の長がそれぞれ就任をされているんですが、各県の土木部の管理職の立場にあった人が退職をしてこれらの団体の役についている、専務理事とか事務局長とかいうような形で役についている、つまり一家でやっているわけですよ、建設関係一家で、で、先ほど官房長が言われた全国治水砂防協会、これは建設大臣の監督下にある公益法人ということでもあります。この会長はいわゆる建設省のOBの西村英一さん、それから日本道路協会の高野さん、これも建設省のれっきとしたOBですね、それから河川協会の山本三郎さん、都市計画協会の財津吉文さん、みんな建設省のれっきとしたOBでやっておられるわけです。そして、これらの協会には各県の砂防協会

あるいは道路協会、河川協会、都市計画協会、そういうところからそれぞれに応じた分担金が集められておるわけですね。つまり、各県に河川協会、砂防協会等いろいろ協会をつくって、そして全国的に言えば建設省の監督下にある公益法人としていわゆる各県にある協会の上部機関といひますか、全国的な組織として砂防協会、道路協会、河川協会、都市計画協会、こういう形の協会があらって、そこに各県から分担金が納められて維持されている。つまり、この仕組みというのは建設省の公共事業費の予算が増額になれば、これに応じて、先ほど私が申し上げたように各県の事業費別の分担金がふえてくる、この各県の協会の予算がそういう形でふえてくると、今度はそれが全国の建設省のOBが会長でやっておられる河川協会とか砂防協会、道路協会、都市計画協会、そういうところの上がりかふえてくる、こういう仕組みになっているわけですね。まさにこれは、建設省の官房長には矢面では私に毒だと思ひ、ほかに土木林とかいろいろあるんですよ、あるんだけれども、この例をとって言えば、まさに建設一家によってこういう仕組みが運営をされ、操作されている、こういう状況なんです。建設省のOBはそれぞれ建設行政についての有識の方でありますから、私はなっちゃいけないと、こういうことを申し上げているんじゃないんですが、建設省と各県の土木部、そういう形のいわゆる建設一家で、そういう金が大きく動かされている。大体全国でこの協会の経費というものを全部合わせると恐らく約十億ぐらいになると思ひます、私の推定では、そういう金が公費の中から集められて建設一家によって動かされている。これはやはり今日の経済状態のもとでは私はやはり考え直していかなければいけないんじゃないかと思ひます。特にこの五十三年度予算の状況から見ると、五十四年度の経費というのはまさに水ぶくれのような状態で増額、もう自然増で増額してくると思ひますよ。恐らくこれは十五億四千万ぐらいになるんじゃないかと思ひます。しかもその約半額ぐらいは事

業促進費という形で、監査をしたいということでは、れっきとした監査委員という資格を持つてこの監査に行つても、事業促進費のところだけではどうしても具体的な説明を拒否をされるという形で、国民に明らかにできないような状態でこれが運営をされている、これは私はやはり任意団体だからということでは済まされる問題ではないと思ひます。行政機構改革というのを考える場合には、管理庁長官、こういう形の金が集められて、そして年に何億という金が陳情のために使われている、ここに私は日本の行政機構のメスを入れなければならぬポイントがあるんじゃないか、これが今度の行政機構改革の中でも、何ら——これは知らなかったと言へばそうかも知れませんが、私がいま具体的な例を挙げたわけですが、メスを入れるべきではないか、こういうふうに見えるんですが、行政管理局長官、いままでのやりとりを聞いていかがですか、どうお考えになりますか。

○政府委員(佐倉尚君) 委員長。これはしかし大臣に答えてもらうべきことではないのか。

○野田哲君 これはしかし大臣に答えてもらうべきことではないのか。

○政府委員(佐倉尚君) その前にちょっと。ただいまいろいろ御指摘のございました都道府県の協会のいろいろな経理、支出状況について、たとえば私どもの方で行政監察をやるかどうかというふうな点をちょっと考えてみますと、御存じのとおり、行政監察というのは国の行政機関の業務の改善を目指しているという監察を行うわけでございます。まして、直ちに都道府県に置かれていて任意団体である協会の経理状況等を拝見していくということとは若干問題があるかと思ひます。ただ、先生御指摘のとおり、それが全体の国の団体あるいは各省との関係、そういうものがあると考える部分はありますので、その辺は十分研究して検討していきたいというふうに考えております。

○国務大臣(荒松清十郎君) ただいま野田さんから御指摘のありました点、よく承りました。確かに行政上の盲点を上手に使っているように思ひます。これはいま直ちにどうするかといつてもなかなか方法はないと思ひますが、しかし、これはこのままにしておくというのでは、まあ役所の盲点をついたようなことでありまして、一つの民間の会社であればこれは詐欺行為であり、犯罪を構成するような問題であります。こういう、任意団体でありますから何をやっていいということじゃございません。したがって、いまお聞きしております、これは全国の組織になっておりまして、しかも分担金が各市町村に割り当てを食っている。ですから、逃げ口上の答弁ではないので、これはもちろん建設省もありまして農林省もありまして、その他の省にもそういう問題等があります、と想像できます。特に、分担金を集めてきてゴルフ権を買ったと、そしてゴルフに飛んで歩いていくと、もうとんでもないことだと私は思ひます。これはひとつ各省に対して、どうしたらこういうものが改善されるかということをお私の方から勧告をしてみたいと思ひております。いま直ちにどうするかということではできませんが、これはほうっておくわけにはいきません。予算が十億ぐらゐる、来年は十五億、再来年は二十億と、こういうことになる。まあ一種の犯罪行為ですから、これはほうっておくわけにはいきませんから、直ちにひとつ各省と相談をしまして嚴重な処置をするように考えております。

以上でございます。

○野田哲君 長官がそういうふうにおっしゃったわけですから、私はその点を了いたしました。私はゴルフの例を出したわけですが、これはどこそこのゴルフ場とは言いませんが、これは一つや二つの例ではないんです。ゴルフの会員権を持っているんです、こういう協会が。これは関係の職員がゴルフをすることのため持っているんじゃないんです。視察に来られた人たちの案内をするためにこういう協会がゴルフの会員権を持っているんです。そのことを私は指摘しておきます。それから、長官の御答弁で私は了いたしました。

が、自治省の行政局長も行政管理庁の監察局長も、あなたの方の立場から言えば、これはなかなか立ち入ることはむずかしいということでお答えがあったわけですが、任意団体というものは、これはまさにそのとおりなだけども、任意団体であれば立ち入ることができない、指導監督はできないということ、いつまでもそういう態度でやっておれば、これは後ろ暗い経費の支出はみんな任意団体つくりまです。長官そうでしょう。これが経費が全く私的な経費から出ているんであれば私はこんなことは言いません。全部公金で賄われているわけですから。構成団体も全部地方公共団体が構成団体になっているんです。余り言いたくはなかったんですが、あなたの方がそういう態度をとるから、長官の答えは了といたしますが、もっと端的に言いますと、これはわれわれの同僚にかかわることですから私は言いたくないんですが、〇議員がお見えになってそのためにこれだけというふうなこともあるんです、この中には、書きとめないものをつい事務局員が筆を滑らして書いたんだと思うんです。その時期を見ると、まさにこれは陳情を受けるような状態の時期じゃないんです。去年の六月です。何々議員がお見えになったからこういうふうにした、こうなっているわけです。あるいは国政選挙が行われた時期の状態を見ると、この中に幾つかあるんです。別途会計へ繰り出しと、こうなっている。別途会計の方は議案書の中に書いてないんです。そこを指摘すると、そこそこはひとつお察しください、勘弁してくださいと、こういうことまであるんです。ですから、私はいま長官のお答えになったように、きよりは建設省の例を引き合いに出したわけでありましても、ほかの省もこれに類似するケースを幾つか私は承知をしておりますが、少なくとも公費で経費が負担をされ、構成団体も公的立場にある人が構成団体になっている。しかも、そこから分担金を納めている全国の協会というものは、これは公益法人として建設省の管理監督下にある。で、その団体には建設省もかなり

委託費とか補助金を出していますね、そういう状態にあるわけですから、これは具体的な方法をよく検討してもらって、こういうあり方が改まるように、少なくともこの金の使い方のについては国民の前に明らかにできないような金の使い方がされないように、そしてまた、これだけの金を使つて陳情を行わなければならないような行政のあり方、そこに私は一番の問題があると思うんです。建設省の官房長の方から言えば、来ぬでいいのに来るんだと、こういうふうにあるいはおっしゃるかも知れませんが、こういう仕組み、そしてこの陳情行政、ここに私は問題の根源があると思うんです。行政管理庁の長官は、かつて予算委員長としてむずかしい問題に国民にも非常に共感を呼ぶような采配を振られた荒松行政管理庁長官でありますから、ぜひこういうあり方について検討を加えて、どういうやり方をとって国民の疑惑を晴らすか、具体的な措置をぜひ検討していただきたい、このことをお願いを申し上げたいと思うんですが、いかがですか。

〇国務大臣(荒松清十郎君) 答えしますが、大変適切ないいお話をきょう承りました。任意団体だから何をしてもいいんだというような考え方、それから、陳情に来るんならまだ——まあいいとは言いませんけれども、それがゴルフ場で使われちまつて、ゴルフの会員権を買つておいたり飲んだり食つたりしまつたということになる、これは分担金が各市町村から出ているんですから、一種の詐欺行為というんですか何というんですか、大変なことだと私は思います。したがって、これはひとつ各省に私の方から嚴重な注意もするし、勧告をいたします、これはだんだんふえていくことですから。

〇委員(堀田十一郎君) 午前中の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時三十分から再開することにいたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十六分開会

〇委員長(堀田十一郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

〇野田哲君 行政機構改革の問題について、全体的なことを私どもはこれから審議をしていくわけでありますが、そこで問題は、行政機構改革が法律の出し方によつて一元的、統一的に私どもが審議できないという問題点を幾つか感じているわけなんです。

そこで、文部省見えておりますか。——今度の行政機構改革の閣議決定された内容の中に文部省の所管事項があったと思うんですが、どういう内容のものがありましたか。

〇政府委員(宮地貞一君) オリンピック記念青少年総合センターを廃止し、文部省の直轄の社会教育施設とするという内容でございます。

〇野田哲君 それは、法案としてはどういふ形の法案になっておりますか。

〇政府委員(宮地貞一君) 法案といたしましては、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案として国会に提出させていただきます。

〇野田哲君 文部省設置法はどういう扱いになっておりますか。

〇政府委員(宮地貞一君) 文部省設置法につきましては、ただいま申し上げました法案の附則第四項におきまして、文部省設置法の一部改正をいたしております。『国立青年の家』を『国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家』に改める。』という内容のものを出しております。

なお、文部省設置法の一部改正におきましては、第二十四条の二をいたしまして、国立オリンピック記念青少年総合センターを本省に置くというふうな内容のものを附則で提出いたしております。

〇野田哲君 昨年であつたと思うんですが、文部省は国立大学の法案に関連をして総定員法の特例を設ける法案を提出をして、これは成立をしてお

と思うんですが、これは概略どういふ内容の法案であつたか御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地一君) ただいま御指摘の国立学校設置法の中身におきまして、定員についての特例措置を規定した、総定員法の枠外というふうなことで規定をいたした内容についてのお尋ねであらうかと思ひますが、昭和四十八年度以降におきます国立医科大学等の創設については、いわゆる無医大県解消計画やあるいは大学改革の推進というところで国の文教政策上の重要施策として推進されているものでございまして、総定員法成立当時には予想されておりました大規模なプロジェクトを推進するといふような観点から、総定員法の最高限度の枠内では、既定の定員の再配置によつてすべて対処するたてまえをとること等必ずしも適当でないという考え方に立ちまして、特例措置を国立学校設置法に規定することとしたものでございます。

○野田哲君 これは長官もよく聞いておいていただきたいと思ひますが、いま二件について文部省の方から説明があつたわけですが、今回、国会にオリンピック記念センター、この廃止に関連をして文部省設置法の改正が附則という扱いで提出をされているわけです。私もこの内閣委員会、私自身もずっとここにおりますから、文部省設置法で、高知県に国立の青年の家を設けるとかといふふうな、青年の家の設置についての法案の審議、文部省設置法の審議をここでやつてきた経過があるんです。今度は全く同じようなケースの文部省設置法の改正がオリンピック青少年総合記念センターの廃止に伴う附則のところに書かれている、これは別の場で審議をされる、こういう扱いになっているんです。

案の改正の附則のところに総定員法の特例を設けるような形の出し方を法案として出されると、これが内閣委員会でも今日まで一貫して定数管理の問題を審議をしている、それが全然別の委員会である内閣委員会でのこれまでの定数管理の審議とは無関係に審議されてしまふ、こういう状態になつていふわけなんです。だから、いまの文部省のようないふ法案の出し方をされると、内閣委員会で行政管理の方で扱われる行政機構改革全体の問題を総合的に審議をしていこうとしても、これが総合的な審議ができないような状態になつてきています。現状は、これは私は審議のあり方としてもいい状態ではないと思ひます。

問題は、なぜそういうことになるかといふと、設置法とか、それから総定員法という問題が別の法律の附則で扱われているところに問題があるんです。また、いま衆議院で審議をされている大規模地震の問題にしてもそんなんです。地震対策の法案の一番後ろの方にちよつと自衛隊法の改正が行われている。こういうような扱いをやられると、内閣委員会でも何のために設置法の審議とあるいは定数管理の問題の審議をやつてきたかといふことになつてくるわけです。もつと法案の出し方としても系統的な出し方を私はしてもらいたいと思ひます。

そこで、法制局に伺いたいと思ひますが、設置法がなぜ別の法律の附則のところでやられなければならないのか、どうしてそういう扱いになるのか。大体、法案としては、附則というのは経過措置、施行期日、こういう問題が附則事項としては常識的な考え方だと思ひます。そういう附則のところへ設置法あるいは自衛隊法とかいふような、こういう法案が附則のところで扱われるといふのは、法案の扱い方としては一体妥当な扱い方といふんです。法理論ではなくて、問題の扱いとして、各省の設置法という問題がほかの法律の附則で扱われるというあり方が一体いいあり方なのかどうか、その見解を伺いたいと思ひます。

す。

○政府委員(味村治君) 一つの法律をつくりましてたりあるいは法律を改正するという場合には、それに関連いたしますいろいろな法律の改正を伴うわけでございます。あるいは一つの政策目的を遂行する、そのための立法をするという場合には、一つの法律だけではなくてそれに伴います従たる法律と申しますか、の改正を伴うという場合がしばしばあるわけでございます。そういうたように、一つの法律の改正なり制定なりに伴ひまして他の法律を改正しなければならぬというような場合には、従来からこれは附則という形で御提案を申し上げているわけでございます。今回たまたま御指摘にございまして三つの法案も、いずれもその線に沿つて御提案を申し上げた次第でございます。

○野田哲君 今回の文部省から出してきている法案は幾つもの法律を改正しなければならないという問題ではないんです。この前の同じように総定員法の特例を設ける問題についても幾つもの法律に關係をしていふ法案ではないんです。今回の場合は、オリンピック記念青少年総合センターの廃止と、それから文部省の設置法の改正と二つしかないんです。ほかには關係ないんです。どつちの法律が主でどつちの法律が従という、法律に主と従というのをこゝから私は言いたくはないんですが、けれども、国の行政機構という問題を扱う設置法が、いわゆる特殊法人を廃止する法律の附則で扱われるというのは、私は行政機構を総合的に審議できないんじゃないですかと、こういうことなんです。これは逆に、文部省設置法の改正を前に出して、そしてオリンピック記念センターの廃止を附則でうたうという方法だつて当然あり得るわけでしょう。その点いかがなんでしょうか。

○政府委員(味村治君) 先生の御意見も、確かにそのような御意見も十分成り立ち得るとは存じます。しかし、オリンピックセンターのことに關して申し上げますと、オリンピックセンター法には、この法人の解散については「別に法律で定め

る。」といふことになつております。そして、主眼はやはりオリンピックセンターを解散するといふことがその法案の主眼であるといふふうに考えられますので、したがひましてオリンピックセンター法の解散に關する法律という形で出さしていただきたまはした。解散をいたしますといふと、それに伴います仕事を文部省の方で引き受けるということになりますので、その点につきまして文部省設置法を附則で手当てをしたということでございます。

○野田哲君 これは長官、よく聞いておいてほしいんですけれども、今度の文部省にかかわる問題については、さつきも言つたように、私たちはここで、この内閣委員会でも国立青年の家とかいふような社会教育施設の設置について何回も審議してきているんです。今度の場合も全く同じ性格のものなんです。それが設置法で出てくればここで審議する、別の法案の方で出てきて設置法の方が附則に書かれておれば別のところで審議される、こういうような形になつてくると、これから先々政府が出してくる法案が、内閣委員会あるいは衆議院の仲よしクラブでやつておる所管の委員会の方へ、各省と一番密接なところにある委員会である審議をしていこうといふような形のなれ合いになつて、みんな設置法を別の法律の附則のところにへくつつけて出してくるというふうな傾向になつてきたときには、これは行政機構改革の審議はもうばらばらになつてしまふんです。系統的な審議はできないし、定数管理の問題だつてそんなんです。内閣委員会でも定数管理のあり方について何回も議論をしてきているんです。それが事もあるにその特例を設ける措置が別のところで別の法案の附則について出るといふことであつたのであれば、これはまともな審議はできないですよ、これは。

そういうことから考えて、私は法制局にもう一回伺いたんですが、どつちが主でどつちが従といふことは私は言うべきではないと思ひます。少なくとも設置法については独立した法案と

して、今度の文部省の場合もそうなんです、独立した法案として出すという方法をとれないことはないでしょう。記念センターの方の廃止の法案を出すのなら出すとして、文部省設置法については少なくとも独立した法案として出す、あるいは他の法案に關係をして總定員法の改正を行わなければならないという場合、總定員法は独立した法案として提出をする、そういう扱いは、これはできないことではないでしょう。どうですか。

○政府委員(味村治君) 論理的にできないかどうかということはともかくといたしまして、一つの政策目的を実現いたしますために法律案を御提案申し上げる際には、やはりその政策目的が完全に満足されるような形で法律案を出しするというのが一番、何と申しますか、時宜に適した方法であらうかと存するわけでございます。その点では設置法の改正でございまして同様でございまして、たとえば、これは何らかの事業法をつくるというような場合に、その事業に關します事務を主管大臣のどの部局でやるかというようなことは設置法で決めなければなりません、そういう場合にはやはり附則で御提案を申し上げておるのが従前からの例でございまして、今回のものもそのような例にならったわけでございまして、万が一別々に御提案申し上げまして、片一方は成立したが片一方が成立しない、そのようなことは国会のお取り扱いの面からいふことは存じますが、仮に万が一理論的にはそういうことがあり得るわけでございまして、そういうことが起こりますというや、やはり法律の不一致と申しますか、不整合という問題が生じますので、そのように独立関連した法律案の改正を別々の法律案という形で御提案申し上げるということは適當ではないんじゃないかというように考へております。

て特殊法人の問題とか、あるいは地方管区の問題とか、一連の行政機構改革の案件として閣議決定をされているわけなんです。ところが、それが部分的にそれぞれ法律としては別々の法案にならざるを得ない、これはわかるんです。しかし、設置法にかかわる問題が別の法律の附則につけて出されるという形で、行政機構改革全体を審議をして、私も内閣委員会とは別のところに付託をされる、法案の出し方によってそういう扱いになっているわけなんです。先ほど来繰り返して言っているように、定数管理の問題にしてもそうなんです。内閣委員会で行政管理局あるいは総理府、人事院、こういうところの大臣や政府委員の人たちと私も何回も定数管理のあり方について審議をしてきていたわけなんです。それが法律の書き方によって、全然いまままで定数管理の議論をしたことのないような委員会へ別の法律の附則として持っていわれて処理されてしまふ、こういう扱いに現に昨年もなっているわけなんです。国立青年の家だつてここで何回も議論をしていて、このことをここで何回も議論しているんです。それが法律の出し方によってはこの今日の議論とは全然別のところで、無縁とは言われないが切り離された形で別のところで審議をされる、こういうあり方は、これは国会における審議のあり方としても私は系統的ではないし、総合的な判断ができないと思うんです。これはやはり政府の法律の出し方によってそういうことになっているんです。少なくとも私は定数管理にかかわる問題、總定員法にかかわる問題とか、あるいは各省設置法というやうな問題については、これはやはりそれを所管をしている内閣委員会で系統的に審議が得られるやうな法案の出し方をすべきじゃないか、こういうふうな考へるのですが、行政管理局の問題を担当されている長官としてこの点はどういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) ただいま野田さんからおっしゃるとおりでございます。ただ、出した

以上はどの委員会で審議をなさるべきかということとは国会自体が決めることでございます。ただ、出し方についてはいまおっしゃるとおりだと思ふんです。したがって、これは閣議のところでひとつ官房長官とも、あるいはまた総務長官ともよく話をいたしまして、今後、いまおっしゃるやうなことで、全くここで関連しているものがほかの委員会でやられるとばらばらになつてしまつて系統的な審議ができない、こういう点はひとつ官房長官、各省ともひとつ話し合ひをして、今後は系統的に審議のできるやうな方法を講じたいと思つております。いま、出た以上は、どうもこれは議会で決めることで、出た以上は、どうもこれに出すというやうな方法でやるように私からも発言をしておきます。

○野田哲君 出す以上は、どこに付託をしてどこで審議をするかというのは国会の問題で、それはもう長官のおっしゃるとおりです。それはそうなんです、だからこそこの法案の扱いについては、政府が提出をしたときに衆議院の議院運営委員会の中でもかなり問題になつたわけです。問題になつたんだけれども、結局は法案の出し方が文教委員会で審議するやうな法案の出し方になつていて、ためにこれはいま文教委員会の方に付託をされているわけなんです。だから問題は、出した以上は国会が付託する場所を決めることはそれは当然なんですけれども、出し方に問題があるわけなんです、出し方に。ですから、少なくともそういう点から、出し方についてよく検討をしてもらいたい、こういうふうな考へますし、特に設置法については、これは本委員会でも長く私どもと一緒に審議に当たつてきました公明党の衆議院議員から、設置法については少なくとも一年ぐら前に審議ができるやうにしてもらいたいというのを何回も指摘をされて、これはそういうふうな考へましようというやうな政府側の答弁も私はたしか行われていると思ふんです。今回の場合は、建物はずであつて、ただその所管が特殊法人か文部省かということなんですけれども、往々にして設置法の

出し方については、いままで設置法の審議で何回も私もあるいは衆議院議員も指摘をしているんですが、設置法を審議するときは、もうその前の年の予算で建物の新設の場合は建物ができ上がつちやつて、設置法を審議するときはもう建物はできてしまつて、場合によつては、参議院で審議をするときはもうその建物へ新しい機構が前もつて入つてしまつて、こういう形の中で後追ひの審議をやつた経過が何回もあるんです。あるいは、極端に言いますと、部局の改廃等の場合には、あるいは新設等の場合には、もう人事の局長なり部長の内示まで出ている、そして会期切れになつてくると、もうすでに局長も部長も内示をしておりまゝすから、これはもう何としても通してしまふければ部内の人事がたがたになつてしまふと、こういうことを各省から私どももどこへ持ち込んでくるやうな例もあるんです。そういう議論をしてきた経過から考へまして、私は設置法が軽々に附則で扱われるということでは困ると思ふので、これは防衛の問題はまた別な機会があると思ふんです、これは大規模地震の問題の扱いにしても、そうなんです。これは国務大臣として聞いておいてももらいたいと思ふんですが、自衛隊法の改正というやうな制服の行動を規定する法律が、地震対策の法案の後の方にめくつてみたら一行書いてあつたというやうな扱いでは困ると思ふんです。

そこで、もうこれで終わりますけれども、先ほど長官は、官房長官や關係閣僚とよく相談をするということですから相談をしてもらいたいと思ふんですが、これは委員長にもお願いしたいと思ふんですが、先ほど来申し上げたやうに、いまの文部省の關係の法律のやうなああいう出し方をされている、そして前年の總定員法の特例を設ける問題のときは、私はかなりこの問題について指摘をしたわけなんです、当時の海部文部大臣は、もうこういうずいぶんそくなやう方はしませんから、どうかひとつ勘弁してくださいと、こういう一幕もあつたわけなんです。だから、設置法とか

総定員法とかいうような問題の審議は、これは内閣委員会でも系統的な審議ができるように、そういう法案の出し方を政府に対して要望するというところで、これは内閣委員会としても理事会で協議をお願いをしたい、こういうふうに思っています。これを要望して私の質疑は終わります。

○和泉照雄君 私は審議会等の整理法案について、まず行政管理局長官にお伺いをいたします。審議会等の統廃合については、昭和二十四年以来、これまでに数回にわたって行われてきたところですが、その整理の方針はおおむね責任体制の明確化、事務の簡素化、経費の節減等が挙げられております。また整理基準としては、公務員のみを委員とするものは原則として廃止する、民間の意見聴取程度のもものは原則として廃止する、類似する性格のもものは原則として統合する、任務の終了したものは即時廃止する、閣議決定によるものは廃止するかまたは必要な法律の基礎を与える、委員に国会議員を充てないこととする等が示されてきたところでございます。特に三十四回国会では、行政管理局設置法改正に関連して「不用又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行」されたい旨の附帯決議が行われております。しかし、これらの事項はいずれも余り効果を上げ得ず、整理のたびごとに一たんは減少する審議会等の数もやがてはもとに戻って、さらに大勢としては漸増の傾向をたどってきたのが実情でございます。

その間、当委員会においても、審議会等の整理に関する論議はしばしば行われてきておりますが、こうした経緯を踏まえたときに、政府が従来とってきた審議会等の統廃合に対する施策について、どのような評価と反省をされるか、まず長官にお伺いをいたします。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の整理の経過につきましては、ただいま御指摘のあったとおりでございます。四十年には二百七十七という数であったわけですが、四十一年度に一括整理法による整理をいたしました。それから四十

三、四年にかけまして第二次行政改革計画による整理を行いまして、それ以後おおむね横ばいの形で推移をしてきているわけでございます。

今回、全体の行政改革の一環といたしまして、審議会二百四十六ございますのを全般的に見直すことにいたしましたわけでございます。その結果、社会経済情勢の変化に伴って必要性の低下したものでございますとか、あるいは活動実績の不活発なもの等につきましてはこれを廃止をする、それから目的等が類似のものにつきましてはこれを統合するということによりまして、二百四十六のうち四十八審議会、約二割に当たりますが、これを対象にいたしましたわけでございます。その結果、ネット減りますものが三十六、これが全体の審議会の一五%に当たるわけでございますが、そういう整理計画を立てまして、ただいま法律案の御審議をお願いしております次第でございます。

○和泉照雄君 その経過、よくわかるんですが、四十一一年は三十一審議会減になっておるようですが、四十七年からまたふえ出して、そして四十九年まで漸増をして五十、五十一、五十二年というのは全然減になっていない。こういうような経過をたどっておることに對して、この数年間どうして審議会の縮減ということをおやりにならなかったのか、その辺の理由をちょっとお知らせ願います。

○政府委員(辻敏一君) 経過から申し上げますと、四十一一年に一括整理法を成立をさせていただきましたときは三十四審議会を整理いたしましたわけでございます。四十四年の第二次計画の際には二十六の審議会を対象にいたしまして、逐次その実現を図ってまいりましたわけでございます。この四十四年のときの方は一括整理法ではございませんで、設置法改正等のごさいます都度整理をしていくという方式によったわけでございます。そういうことでございまして漸次減ってまいりました。四十六年には二百三十五という数だったわけですが、その後ま行政需要の変化等も

ございまして若干ふえる傾向にあったことはただいま御指摘のとおりでございます。それを今般全体にわたって見直しをいたしまして、行政改革の一環として整理統合を行うことにした次第でございます。

○和泉照雄君 今回行おうとする審議会等の統廃合は、福田内閣の発足した際に行政改革の必要性を挙げられて、さらに昨年の九月二日の七項目からなる行政改革についての閣議了解、その中で審議会については、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したものと及び活動の不活発なものの廃止、類似のものとの統合等、約五十審議会を対象にこのようにされております。その整理の対象を当初は約二割と、このようにしておられたようでございますが、結果は三十六という先ほど御答弁があったとおり、審議会の総数二百四十六の約一五%とダウンをしたわけでございますが、そこらあたりの理由はどのようなところにあるんでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 今回審議会の整理統合を行うに当たりまして、事前に何と申しますか、いわばノルマのようなものを別に設けて作業にかかったわけではないのでございます。もちろん政府内部でいろいろ調整をいたしますわけでございますが、その途中の段階におきましては、若干の議論なり検討があったことは事実でございますが、その結果、先ほど申し上げましたように、整理統合対象といたしました四十八、全体の約二割、正確に申しますと一九・五%ぐらいでございますが、そして純減のものが三十六、全体の一五%ということになったわけでございまして、私もどもいたしましては、当初のねらいとするものから別段大幅に後退したというような感じは持っておりません。

○和泉照雄君 じゃ次は、現在総理府が所管しております、そして統合の対象となっている国土総合開発審議会ほか十三の審議会は、本改正案によると新たな組織として国土審議会が設けられるこ

とになっております。そして、その委員の定数、特別委員会の設置などを法文で明示しておられるところでございますが、このほかの航空・電子等技術審議会以下、統合しようとするその他の審議会の新しい委員構成等については明文はされておられません。そして政令にゆだねておりますが、これらの審議会の構成等についても国土審議会のように法文上明示しておいた方が適切であろうかと思うのでございますが、なぜ明示をせられなかったのか、その理由をお聞かせ願います。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の委員構成の規定についてはいろいろな形があるわけでございまして。たとえば委員の数でございますけれども、ただいま御指摘になりましたように法律で規定しているものもございまして、その規定の仕方の方の大部分は内閣以内というところでございまして、具体的なやり方はいわば行政内部にお任せをいただいているような形が多いわけでございまして。また政令以下で決めさせていただいているものもあるわけでございます。したがって、こういうような委員の数という問題は、通常は行政上の必要に応じて機動的にあるいはまた弾力的に定めさせていただけるというふうなことでやっておりますわけでございまして、今回も特殊な例外を除きましては、原則として委員の数等につきましては政令以下で規定させていただくように措置をいたしました次第でございます。

○和泉照雄君 国土審議会と同じような性質を取り扱いができなかったのか、法文上明確化した方がいいんじゃないか、こういうような私の質疑でございます。なぜ統一したにそういうふうな形でできなかったのか、格差をつけたのか、そこらあたりをはつきりお答えください。

○政府委員(辻敏一君) 委員の数の規定につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、現行法上も法律で定めてあるものももちろんございまして、政令以下で定めさせていただいているものも相当の数に上っているわけでございまして。国土審議会の場合には国会議員の先生方が

とでございまして、運輸省の基本政策はすべてここで総合的に検討する、いわば行政指針を得るための、あるいは立法政策の資料を得るような、そういう意味での審議会でございます。したがって、両方の審議会は全く性質が違つたために、審議の仕方、開催状況、あるいは委員構成等その性格を異にしておりまして、両審議会を統合するということはかつて混乱があり非効率なことになったということで統合の対象にいたさなかつたわけでありました。

○和泉照雄君 今度の法案の中で、これは衆議院の方でも相当論議されたわけですが、廃止の中に国民金融審議会というのが入っておりますが、いろいろ調べたところによりますと、五十一年度は総会等も活発に七回ぐらいいやっておりますが、審議会でございますが、廃止をするということになりますと、必要性が低下したのではないかと、いろいろなふうにも思われるわけですが、いままのこの不況下で、中小零細企業の方々の唯一の金融機関である国民金融公庫に対して、設立の目的としても、国民大衆のための公庫として、国民金融審議会は国民金融公庫に対して国民各層の意見を反映して、公庫の運営について民主的なコントロールを図ることが目的であるというふうになされておるわけですが、いまこういう不況下で一番大事な機能を発揮せなければならぬのに、なぜ廃止をされたのか、そこらあたりについてまず行管の方からひとつお答え願いたいと思つてます。

○政府委員(辻敏一君) 国民金融審議会につきましては、現在では、国民金融公庫の事業の運営が軌道に乗つてまいって制度として定着をしてきているわけでございますので、このような審議会を存置してまいりました目的と申しますか意義と申しますか、そういうものはおおむね達成されたのではないかと考えられることが第一でございます。それから、他の公庫について見ますと、国民金融審議会のような運営に関する審議会というものは置かれていないということもございまして、そこで、その二点を勘案いたしまして、今回行政機

構の簡素化の趣旨からこれを廃止することにしたわけでございます。

○和泉照雄君 必要性が低下したということになると、私は先ほど申し上げた、いまこそそういう民間のいろいろな要望を反映して、公庫の民主的な運営ができるようにするためにこれは存続をさるべきだというふうな感じがするんでございまして、総会も五十一年から七回ぐらいいやっておりますが、総会も五十一年から七回ぐらいいやっておりますが、この総会も、必要性がないのに七回もやらなければならないことになると、そこらあたりの理解はどうしたらいんではないかと。

○政府委員(辻敏一君) もちろん、審議会を廃止いたしましたけれども、いろいろな方面からの御意見を承るとか、あるいは関係方面との連絡を緊密化してまいりまして、この点に關しましては、大蔵省の所管部局におきまして十分配慮するところであらうと考えておるわけでございます。廃止をいたしました趣旨と申しますのは、先ほど申し上げましたように、他の公庫とのバランスでございまして、国民金融公庫の事業が軌道に乗つて定着してきたということを考えて行つたわけでございます。

○説明員(公文宏君) いまのお尋ねの件でございますが、実は私は主計局の方でございまして所管外でございまして、大変失礼でございますが答弁は差し控えていただきたいと思います。ただ、いま行政管理局長からお話があったような線で大蔵省も考えているということ御理解いただければと思つてます。

○和泉照雄君 どうも私はこの審議会の方は、そういうような必要が非常に高いということからすると、機能強化をして存続をさせるという、そういうことに行政指導をされるのが適切ではなかつたかと思うのでございまして、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 考え方としてはいろいろあると存じますけれども、私どもの考えておりますのは、先ほど来申し上げておりますように、廢

止につきましてはあるいは統合につきましても、幾つかの基準を設けまして個々に検討したわけでございます。繰り返すようでございますが、国民金融審議会の場合には、必ずしも審議会のような形でなくても、いろいろ民間の方々の御意見であるとか、各方面の連絡であるとかいうようなことにつきましましては十分やっておりますのではないかと考えまして、ほかの公庫との制度の均衡等を考慮して廃止に踏み切つた次第でございます。

○和泉照雄君 次は総理府にお尋ねいたしますが、今回廃止の対象になつてはいる台風常襲地帯対策審議会の開催状況というのは、昭和三十八年七月九日に開かれて以降十五年間一回も開催をされてないといふ、このように聞いておりますが、今回やつと整理の組上りにつけてきたわけでありまして、それにしても、十五年間一回も開会をしていないこの審議会が設置されておつたという、その理由についてお聞かせ願いたいと思つてます。

○説明員(文田久雄君) 御説明申し上げます。ただいま先生お示しの台風常襲地帯対策審議会は、総理府設置法第十五条に掲げられているものでございまして、その設置庁は総理府本府でございます。が、その職務は、台風常襲地帯対策審議会令第四条の規定によりまして、国土庁長官官房防災企画課とされておるところでございます。申しますならばその主務省庁は国土庁とされておるところでございます。

ところで、ただいま御指摘のございました当該審議会の廃止につきましては、去る四十四年の行政改革の折にも検討された経緯がございますが、最終的には実現を見ずに現在に至つております。それで、今般主務省庁でございまして国土庁におきましてこれが廃止につきましまして決意されました。最終的には昨年十二月二十三日の閣議決定によりまして政府としての最終決定を見た、したがって、設置庁たる総理府本府といたしましては、今回の行政改革の趣旨に照らし、また主務省庁でございまして国土庁の意見をそんたくいたしまして、これを了としたしていただいておりますものでござ

います。

○和泉照雄君 いま御答弁によりまして、昭和四十四年に一通出したけれどもそのときはうまくいかなくて、といつてももう九年たつていますよね。

そこで、国土庁いらつしやいますか。——じゃ九年間もなぜ放置をされておつたのか。

○説明員(柳見君) 御説明申し上げます。先ほど総理府の方から御答弁ございましたように、四十四年の際にも一度検討をされたものでございまして、その後、当時はまだ国土庁が発足してございまして、経済企画庁の方がこの審議会を所掌されておりましたが、当時の企画庁の方々は、あるいは国土庁に対する引き継ぎ資料等から考えますと、いろいろとございまして、台風常襲地帯の法律そのものが一つの地域立法でございまして、そのうちのものが一つの存続の問題と、あるいは行政改革のときに関係方面との了解等がなかなかつか

なかつた等の経緯を総合的に考えまして、そのまま存置したもののというふうな理解しております。

○和泉照雄君 長官、ちょっと聞いてもらいたいんですが、あなたが不在中にいろいろやりとりをやつておりましたか、台風常襲地帯の対策審議会が、十五年間一回もやつてなくてそのまますと存続されて、今般長官の英断でこういうふうな上程されてきたんですが、それについて、昭和四十四年に一通出たんですが、それだめであつて、そして九年間もまたそのまますと存続されておつたというところ、こういう審議会がまだ——先ほどは二割程度の目標からダウンをして一割五分というふうになつておりますが、まだ相当あるんじゃないかと思つておりますが、そこらあたりをもう一遍検討をしますか、そういうふうなお考えはありますか。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) 御質問もつともでございます。これはよく考えてみると、まあ委員長も私の先輩行政管理局長官ですが、戦後、戦争直後の昭和二十一年以来、これはアメリカが進駐してきたと、それからまあ日本のいろいろの状態からして、やたらに雨後のタケノコのごとくいろ

んなものをつくったんですよ。これはもう審議会ばかりじゃありません、特殊法人にいたしましたも何にいたしましたも、まあふやす一方なんです。これはいまおっしゃる通りに、何年も審議をしないなんていうのは必要ありませんよ、実際のこと言え。まあいまおっしゃった部分だけを言うんではない、全体から見ても、そしてそういう点からいいますと何としても税金のむだ遣い、国費のむだ遣い、そういうものをしなきゃならぬという気持ちでいっぱいでございます。がしかし、一遍つくっちゃったものはなかなかこれを廃止するというところについては大変な容易でない仕事でございます。それはまあ総論になりますと、いや何覚でもどなたでも、これは切つてしまえ、これはやめてしまえ、これは国費のむだ遣いである、これもやめろという御意見は各党とも同じでございます。しかし、各論になりますと、これはおれの方も切っちゃって困るよと、おれのこういうのも切っちゃ困る、こういうので、各論になるとこれはなかなか大変なんです。それで、まあ本当に私の思ったようにやれば内閣がつぶれちゃうようなことをやらなければならぬ。これは大騒動になります。まあいま一番政治のうちに大切なことは、いかにして景気を浮揚させるか、いまだどういふことで直すかと、こういうことです。それから雇用問題、失業対策、みんな大変なことなんです。そういうことになるべく摩擦の起こらないように、これも大ベテランの皆さんおそろいで賛成であると思うんです。これはなかなか摩擦を起してはならない、いろいろそういうことを総合いたしました、それで一生懸命荒松清十郎やっているんです。しかし、いまのおっしゃることはまさに賛成でございます。要らないものはばたばた切つてしまふ方針で努力をするということに間違いないでございます。

うことも大事かもしれないが、政府自体が冗費を節約すると、そういうことの目的にひとつ目をちゃんとつけて、いま御演説を賜ったその趣旨を私も十分理解しておりますが、ひとつ前向きでやっていただきたい。

そこで、過去五年間に二回ぐらいいしか開催する必要のない審議会もあります。そのほかにも、公務員制度審議会もそうでありましても、制度との絡みで存置しておくに意義があるという審議会等も調べればまだ相当たくさんあるんじゃないかと、存置することに意義がある、こうした活動の不活発な審議会等を存置しておくことは本来行政改革の趣旨に反するということはもう御承知と思いますが、そこで、今回整理の対象となつての労働基準監督官分限審議会のように、常設しておく必要はなく、必要の都度設置できるようにしておけば足りるという、そういうような審議会も洗つてみれば相当出てくると思います。そういうことで、今後はこういうような審議会は必要の都度設置するというところで廃止をする、こういう方向で進むべきだと思いますが、御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(荒松清十郎君) その部分についてはよくわかりません。政府委員から答弁することにしたんですが、まあ大局から見てもさつき申し上げたとおりでございます。要らないものがうんとあります。だから思い切つて、なに荒松はやるんだと言つていてやらないじゃないかと、やるのはこれからですからひとつ御期待を願います。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の活動が不活発なものの中にも、たとえば不服審査のための審議会等もあるわけでございまして、これはまたまた案件がないからといってそういう仕組み自体やめるというわけにはまいらぬわけでございます。そこで、今回の整理統合に当たりましては、将来におきますそういう審議案件の発生に對しまして迅速的確に対処する必要があるだろうということで、原則といたしましてそういうものを存置することにしたわけでございますが、ただいまの御指

摘のように、必要の都度設置するというやり方も一つのやり方であるわけでございしますので、今後の研究課題とさせていただきますと存じます。

○和泉照雄君 局長にお尋ねをしますが、現在審議会は二百四十六ございまして、これらの審議会の中で、過去五年の間に年間ゼロから年間三回ぐらいいまで開催していた、ゼロ、一、二、三でございます。その区分について審議会の数をお知らせください。

○政府委員(辻敏一君) 過去三カ年の資料は手元でございますが、過去三カ年、五十年から五十二年でございまして、開催実績がないものが十五審議会でございます。そのうち今回六審議会を整理統合の対象にいたしております。それから一回しか実績のないものが六審議会でございます。それから二回から四回審議会を対象にいたしております。それから三回から六回審議会、そのうち今回対象にいたしておりますものが四審議会、かようなことになっております。

○和泉照雄君 じゃ行管庁にお尋ねしますが、五十一年度と五十二年のこの審議会の年間関係予算というのは幾らぐらいいなつておるんでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の運営に要します経費でございますが、総額五十二年におきましては十七億九千万でございます。五十三年度予算では十七億二千二百万ということになっております。

○和泉照雄君 五十一年度は。

○政府委員(辻敏一君) 五十一年度の資料、ちょっと手持ちいたしておりません。

○和泉照雄君 今度の整理統合によつて、政策上の合理性やセクショナリズムの解消が促進されたことは、これは理解できます。それと同時に、その経済効果はどうなつていくかということも非常に関心でございます。そこで、審議会の統廃合による経費の削減というのは幾らぐらいいの額になつ

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘のございました八千万という金額は、統合いたしました後の新しい十二審議会に要します予算の総額を示したものでございまして、したがって、これだけがネットふえるという問題ではないわけでございます。統合した後の十二審議会の経費の総額を八千万ということでお示しになったんだと考えております。

○和泉照雄君 じゃ大蔵省の方はあなたです。審議会の委員が当該の審議会へ出席するに当たっては、委員手当のほか旅費及び日当が支給されております。そこで委員手当についてでございますけれども、手当は各審議会委員としては一律ではないようで、会長と委員、出席日数等によつて手当は異なつておるようでございますが、手当の基準単価は現在どれぐらいいの額で、五十二年度及び改正後の審議会の委員の手当及び委員会関

○説明員(公文宏君) お尋ねの審議会の節減合理化額でございますけれども、今回の措置では、審議会の整理をやることによつて浮いた部分と、それから委員数を削減いたしました部分と、それによつて浮いた部分と両方あるうかと思ひます。ただ、これにつきましてはなかなか集計がむずかしいございまして、私ども一応のめどをつけたという意味で作業いたしましたけれども、も、それによりまして、両方合わせまして約千三百万ぐらいいということでございます。

○和泉照雄君 いまお答えの千三百万が削減によつて浮き上がった経費であるところ、ところが逆に、今回法律の施行によつて整理統合の審議会等に要する費用というところになりますと、八千九十六万七千七百五十三年度の一般会計予算として計上されておるんですが、削減をしたのが千三百万で、削減をしたことによつてかえつて経費が相当な額に要するようになったというこの事実ですね、非常に私は矛盾したような感じを受けるのですが、ここあたりはどういうふうな理解すればいいんですか。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘のございました八千万という金額は、統合いたしました後の新しい十二審議会に要します予算の総額を示したものでございまして、したがって、これだけがネットふえるという問題ではないわけでございます。統合した後の十二審議会の経費の総額を八千万ということでお示しになったんだと考えております。

係予算額についてはどのようになるんでしょうか。

○説明員(公文宏君) 審議会の委員の手当の件でございますが、委員の手当につきましては、まず常勤であるか非常勤であるかによって違いまして、それから、非常勤でございまして一般職であるか特別職かによって違うといういろいろな問題がございます。ただ、予算上で見てまいりますと、非常勤の委員がこれは大部分でございまして、非常勤の委員の手当を見てまいりますと、いろいろランクがございましてけれども、現行では日額一万百円から一万六千四百円の間で決まっておりますという形になっております。

なお、お尋ねのこの手当の部分につきましては、予算額につきましては、ちょっと確かな数字をいま持ち合わせておりませんので、お許しいただきたいと思います。

○和泉照雄君 じゃ行政管理庁にお尋ねをします。各省庁の下に懇談会というのがございまして、この懇談会から審議会に格上げしてほしいと、このような要求が出されておるようにも聞いておりますが、その点はいかがでしょうか。また、こういう要求に対して、行政管理庁としてはどのようなお考えを持っておりますでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる私的懇談会についてのお尋ねであらうと思うわけでございますが、私も、最近私的懇談会を審議会に格上げしてくれというような要求については承知いたしております。

○和泉照雄君 各審議会がいろいろ審議をし、問題事項を諮問し答申をするわけでございますが、その得た答申の内容が各省庁においてどれぐらいの比率で実現をされているか、そこらあたりは行政管理庁としては把握していらっしゃると思うのですが、何%ぐらい実現をしておるんでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会、いろいろ答申がなされるわけでございまして、政府といたしましては、その答申を当然尊重して行政の上に反映させていくべき筋のものでございます。ただし、答

申などの実現状況の詳細につきましては、各省庁におきまして行政運営自体の問題でございまして、私もその詳細を承知しておりませんので、たとえば答申の実現率と申しますか、それが何%であるというような数字は把握いたしておりません。

○和泉照雄君 やはり廃止したり統合したりするという、そういうようなことをおやりになるところですから、それぐらいのことは把握をさせていただいた方が公正を期するのじゃないかと思ひます。

次は、私的諮問機関、これの昭和五十一年度以降の数。さつき私が懇談会と申し上げましたら、私的と、そういうことでお答えがありました。そうではなくて私的諮問機関、各省庁にございまして、この五十一年度の数と、それから私的諮問機関の開催状況と、これについて御存じであつたらお答え願ひます。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる私的諮問機関と申しますか、あるいは私的懇談会と申しますか、その数でございまして、現在私も省庁レベルの私的懇談会につきましては数を把握いたしております。現在の数が三十八でございまして、それから開催回数につきましては、五十二年度百六十三回でございまして、

○和泉照雄君 この私的諮問機関の整理についてお尋ねをいたしますが、かつて亡くなった池田総理の答弁もあつて、また従来から当委員会においても相当論議をされ、国家行政組織法第八条で言うところの機関ではないので、八条機関としてきちっと設置すべきである旨の質問が行われてきたところでございまして、特に七十七国会、当委員会において当時の井出官房長官は、ただいま行政管理庁において各省庁の私的懇談会のあり方について見直しを行っているところであり、その結果、改めるべきものは逐次改めていかねばならないし、審議会等といわれる懇談会との区別が不明確にならないように、この際はじめをつけたい、このように答弁をされているところでございまして、

また、前行政管理局長も、取りまとめが終わり次第これについての何らかの措置をとりたいと、前向きな答弁をされているところでございますが、この私的諮問機関に対して現在までのような措置をおとりになっておるのか、また今後どのように対処していかれるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる私的諮問機関と申しますのは、御承知のように審議会と違ひまして、諮問機関としての機関意思を決定するものではないわけでございまして。参集者の自由な意見の表明、交換ということを目的とするものであるわけでございまして。しかし、ただいまお示しのごさ

いたしましたように、当委員会等におきまして本来の審議会と紛らわしいのではないかと御指摘をちょうだいいたしましたわけでございまして。そこで、私も五十一年にこの見直しをいたしましたわけでございまして。その際、五十のいわゆる私的諮問機関につきまして見直しを行ひまして、当面の措置をいたしまして、開催を打ち切りましたものが十一、それから終期を設定いたしましたものが十、運営の是正を図りましたものが七、そういうような措置を講じたわけでございまして。その後、終期が参りまして終わりましたものもございまして、また別の行政上の必要から新たに設けられたものもあるわけでございまして、その結果、先ほど申し上げましたように、ただいまの時点では三十八という数になつておるわけでございまして。

○和泉照雄君 次は、審議会等の委員の構成についてお尋ねをいたしますが、宇宙開発委員会というものは定数が五人のようでありまして。こうした小人数のものから、中央公書対策審議会の九人、教科書図書検定調査審議会の百二十人、産業構造審議会の百三十人など定員はいろいろさまざまのようでございまして。四十四年の閣議決定の中で、「審議会等の設置および運営について」の中で、「委員の数は、原則として二十人以上以内とする」と、このように明確に委員の数を示しておられるところでございまして、これは一般的な基

準であらうと思ひますが、それにしても百二十人とか百三十人の委員定数というものは余りにもかけ離れて多過ぎるような気がするわけでございまして、この数をやはり二十名以下というこの基準に、原点として見直すべきではないかと思ひますが、この辺はいかがでございましょうか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の委員の数についてのお尋ねであるわけでございまして、ただいまおっしゃいましたように、確かにいろいろの差異があるわけでございまして。十人以上の審議会もございまして、百人以上の審議会もあるわけでございまして、申し上げるまでもなくそれぞれの審議会の目的なり任務が違つておりますし、あるいはまた運営の方法といたしまして部会方式をとっているものととつていないものとの違いもござい

ます。そこで必ずしも画一的、一律な基準をつくるのはむづかしいと思つております。ただし、先ほども御指摘のございましたように、四十四年の閣議決定で、原則として二十人以上とするという

ことを決めたわけでございまして、これも原則的な指針でございまして、画一的に二十人以上にするということではないわけでございまして。今回の委員構成の改善に当たりまして、おおむね二十人を超えざる審議会につきましては、二十人を超える部分の三割をめぐりして委員の数を減らすという考え方で委員の数の削減を図っているわけでございまして、その場合でも必ずしも画一的にはやっております。

○和泉照雄君 なるほどいまおっしゃったとおり、委員定数の削減についてはいろいろ専門分野とか所管事務とか、あるいはいまおっしゃった部会における審議会等について一様ではないと思ひますけれども、大体いま申し上げて一通り見てみると、審議会の定員、定数というのは非常に多過ぎるような感じがします。これは見直すべきではないかと申し上げておきますが、通産省、環境庁では、たとえば産業構造審議会や中央公害対策審議会の定数の削減ということについて、今回議題に上げ、検討をされたことがあるかどうか、そこ

らあたりをもう一遍お聞かせ願いたいと思いま
す。

○説明員(日下部光昭君) お答え申し上げます。

御指摘の産業構造審議会は、御承知のとおり通
商産業政策全般にわたる、全体をカバーした審議
会でございます。私ども非常に広い通商産業、あ
るいは公害とか消費者とか、いろんな分野を担当
しておるわけでございますので、それを今度分け
てやっていると、非常にむしろ何と何とのか、審
議会の数も多くなつてしまふし、委員の数も多
なつてしまふ。その辺をできるだけうまく合理化
をしながら、各それぞれの何と何とのか、ポジ
ションといひますか、そういうものがうまく連携
をとるにやがやっています。そういう構成を考えよう
ということ、通商産業政策全体をカバーするよ
うな産業構造審議会というのをつくつていただ
いたわけでございます。したがって、審議機能とい
うものが非常に広いものですから人数は当然多
くなる。それから、それに加えて最近御承知のよ
うな経済情勢でございます、私どもに課せられて
おる課題というのは非常にふえてきておるとい
うことがあるわけでございます。そういう点で人数
が多くなつておるわけでございますが、今度の行
政改革の精神というものをわれわれも体しまし
て、やることは非常に多くて審議の、何というの
か延べの時間なり人数というのも多くなるのだけ
れども、それをできるだけ縮減の方向で検討さ
していただいたつもりでございます。

○説明員(山崎衛君) 中央公害対策審議会、たし
か委員数が現行九十人です。ただ、先生御
承知のとおり、公害対策と申ししましても、大気、
水、土壌、それから騒音、振動、非常に多岐にわ
たつておりまして、現在十二の部会におきまして
いろいろ専門的に活動しておるわけでございま
す。ただ、委員数につきましては、昨年の閣議決
定の趣旨にのっとりまして、現行九十人以内を八
十人以内にしたいということで現在進めておりま
す。

○和泉照雄君 厚生省の方にお尋ねをしますが、
身体障害者福祉審議会、この審議会の委員定数は
三十人以内と、このように定められておりますけ
れども、実際に任命されている委員の数は二十五
名のようでございますが、二十五名が適当なの
か、定数を三十人に見れば欠員が五名いらっしや
るということになります。二十五名でこの審議
会の審議には影響はないのか、そこあたりはいか
がでしょうか。

○説明員(坂山賢治君) まさに御指摘のとおり、
身体障害者福祉法によりまして三十名以内という
定員数になっておりますが、実は先般の閣議決定
の御趣旨を体しまして、私ども関係行政庁の委員
の任命を控えておりました、その数がちょうど五
人になつておつたのでございます。なお身体障害
者福祉行政の大変に多様化しております現状で
ございますので、御指摘のとおりこれからの情勢の
推移の中で新しい委員の先生をお願いをするとい
うことも現在検討をいたしておる最中ではござい
ます。

○和泉照雄君 行管庁にお聞きいたしますが、い
まおっしゃつたとおり、二十五名でもまあ何と
かやっていると、そしてその二十名以内とい
うその基準に近づけるために努力しておるとい
う意味の御答弁がございましたが、審議会をいろ
いろ見てみますと、この種の審議会は数多く存在
しておるようでございます。そういうことで、政府
関係機関の職員の除外のほかにもこうした定数は
実数に合致してもっと削減できるんじゃないか
と、こういうふうに思つておるわけでございま
すが、この御決意をちょっとお聞かせ願いたいと思
います。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の委員の数につ
きましては、先ほど申し上げましたように、一つは
行政機関の職員をできる限り除外するというこ
と、もう一つは二十人を超える分につきましては原
則として三割をめどにして委員数の縮減を図る
ということ、二つを考へまして御提案を申し上げ
ておるわけでございます。

そこで、委員構成の改善に伴います減が約三百
人でございまして、三割削減等によります減が約
五百四十名、合わせまして八百四十人削減にな
るわけでございます。このほか審議会自体が廃止
されまして減る分がございまして、およそ千名
の委員数の削減になるものと考へております。全
体の委員の定数が六千二百程度でございまして、
約六分の一の削減ということを考へておるわけで
ございます。

○山中郁子君 審議会の整理法案に關しまして初
めにお尋ねをいたします。内容は、まず基本的な
審議会の問題に關する考え方、それから幾つかの
具体的な問題に關してお尋ねをすることにしま
す。

初めに行管庁長官にお尋ねをいたしますが、も
ともと日本における戦後の審議会制度は、行政民
主化の中で官僚主義的な行政を打破する観点から
行政運営に国民各層の意見や関係各方面の専門的
知識を導入して国民全体に奉仕する、そういう立
場で公正民主的で効率的な行政運営を確保する行
政委員会制度とともに広く採用された、その趣旨
に基づいております。で、行政機構内部の民主的
な要素の一つをなすものであると私は考へており
ますけれども、まずこの点に關して基本的にと
うに考へていらっしゃるかお尋ねをいたしま
す。

○政府委員(辻敏一君) 審議会制度の趣旨は、た
だいまお話のございましたように、行政の民主化
と申しますか、民間の有識者の意見をできるだけ
取り入れていく、あるいはまた専門的知識を導入
していくということにあるわけでございまして、
今回の審議会の整理統合、あるいは委員構成の改
善合理化というものを進めるに当たりまして、
そういう審議会制度の本来の趣旨に適合するよう
に考へまして改正案を御提案申し上げた次第で
ございます。

○山中郁子君 私は必ずしもそうなっていないと
いうことで問題にしているわけですが、初
めに各種審議会の委員構成とその運営の実態、こ
れは御承知だと思いますが、これはたしか昨年の

三月四日の衆議院の予算委員会、わが党の山原
議員が具体的な事実に基づいてかなり総合的に指
摘をいたしました。そして、それに対して政府関
係者それぞれさまざまな約束をなさつたわけで
すけれども、大きな問題の一つは、大企業役員
や財界代表が政府関係者らとともに重要な地位と
比重を占めてゐる。

(委員長退席、理事原文兵衛君着席)

国会や国民の目の届かないところでこうした審議
会を密室的に運営して、事実上は大企業に奉仕す
る行政やあるいは官制行政の隠れみのの役割を
果たしているということがかねてから指摘をさ
れてゐるところです。たゞさんの事実を挙げて論
証することができるところですけれども、この点に
ついて当時西村行管庁長官、それから当時の園田
官房長官も率直に認められて是正を約束をされま
した。しかし、これは去る一月二十三日だったと
思いますが、弁護士会や学界などの強い反対を押
し切つて、いま問題になつてゐる弁護士の援助を
受ける権利を一方的に奪つて行政改正要綱です
ね、これを可決答申したのが法制審議会ですけれ
ども、これは委員二十四名中、内閣法制局長官や
法務事務次官などの政府関係者が八名も入つて
ゐる、そして会長に法務大臣がおさまつてゐる。結
局自問自答式ですね、まさに隠れみのというより
も余りにも露骨で隠れみのにもなつてゐないんじ
やないかと私は思つてゐるけれども、そういうの
が現実の問題の答申をしております。

それからまた、大企業要求に沿つて庶民に一
方的な犠牲を強いる、これも問題になつておりま
す。預貯金の金利の引き下げ、これも金利調整審議
会が答申をしてゐるわけですが、委員十五
名中金融界と財界関係者が九名もいます。大蔵省
行局長など政府関係者が四名も占めてゐる。しか
も会長には金利を決める日銀の副総裁がおさま
つてゐる。私は大変念入りな大企業奉仕、そして官
僚行政の隠れみののたふしに思ひますけれども、
私は今日における審議会制度の問題というの
がこういうところに大きな問題の一つがあると考

えています。ここに根本的なメスを入れて、そして委員構成や運営のあり方を国民本位に改めて、審議会制度それ自体を本来の趣旨に沿った形で国民に奉仕する、そういう役割りを果たさせるものにしていかなければいけない。ここに一番の基本的な問題があると考えておりますけれども、この点についてはぜひ長官から御答弁、お考えをいただきたいと思います。

○国務大臣(金松清十郎君) お答えをいたしますが、そんなに偏したやり方ではないように思いますが、しかしそういう御意見があることも踏まえて、ひとつ公正妥当な委員の構成をしていくようにいたします。

○山中郁子君 でも、いま私が申し上げましたでしよう。たとえば法制審議会です、大臣が会長になっておられる。それで政府でもって諮問しておいて、それで自分で答弁するわけだ。それとか、金利調整審議会、これだつて元締めの日銀の副総裁が会長になっておられる。十五名中金融界と財界関係者が九名いるんですよ。それから大蔵省銀行局長など政府関係者が四名いるんですよ。というのはそれほどもないと思うということにはならないんじゃないですか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会の運営の問題につきましては、いろいろ御意見、御議論のあることは私も十分承知をいたしております。したがって、先ほど申し上げましたように、今回の行政改革の一環として、委員構成の改善の問題を取り上げまして、本来の審議会の趣旨にできる限り適合させますように考えたわけでございます。具体的に申しますと、審議会の構成を極力学識経験者中心に改めていく、そのために、第一といたしましては行政機関の職員を委員に任命する制度をできる限りやめていく、それから、ただいまも御指摘ございましたが、大臣会長制、行政機関職員会長制、これはいろいろ問題がございますけれども、可能なものはやめていくことを考えたいわけでございます。ただし、先ほど長官からも御答弁申し上げましたように、具体的な人選とい

う問題になりますと、これは各省大臣の任命権の問題でございますので、私もといたしましてそこまで詳細にタッチはいたしてないわけでございますが、全体としては適正に行われているものであるというふうに考えておるわけでございます。

○山中郁子君 でも、大臣なんか会長になっていたりなんかすることはよくないわけでしょう。そういうのは改善しますと約束されてますよね。いま確かに御答弁ありましたように、委員構成については今回の整理で一定の改善部分は確かにあります。全然ないとは私は言うつもりはないので、改善後も八審議会残りますね、ちよつと私、数を大体見たところによりますと、それから行政職員会長制のものややはり二つ審議会が残るはず。行政職員委員制をとるものは四十六審議会残る。で、こういう事態は、今後やはり改革をしていくものとして考えておられると思ひますけれども、その点の見通しというか、お考えはいかがですか。

○政府委員(辻敏一君) 確かに大臣会長制、現在十四審議会がございますが、今回廃止をいたしますものが全体として六でございますので八残るわけでございます。行政機関職員会長制につきましても、ただいま御指摘のございましたように二つは残るわけでございます。しかし、この問題につきましては、いろいろ議論のあるところでございまして、行政におきます政策形成上の意思決定、そういうものに関与いたします度合いが濃厚であるものもあるわけでございまして、あるいはまた、行政上の重要な政策事項、なかんずく各省庁にまたがるような事項を取り扱っているもの、そういうものにつきましましては、むしろ閣僚レベルの責任者が審議に関与をいたしまして、直接閣僚レベルに反映させることの方が適当であるという判断もできるわけでございますので、そういう個別の事情をいろいろ考えた結果、今回としてはそういう措置をとった次第でございます。

○山中郁子君 三者構成の審議会や何かで、行政職員制が当然残るといふような場合も中にはあるというところは私も承知しておりますけれども、全体はやはり今後改革をしていくという方向のものとして認識されているというふうに思っておりますけれども、この点についての今後の改革の展望をぜひ長官から御答弁をいただいております。

○政府委員(辻敏一君) 行政機関職員が構成員となつておられる問題でございますが、現在審議会の半数でございます百二十三あるわけでございます。それを今回整理をいたしました結果、先ほども御議論ございましたが、約四十残るわけでございまして、これにはいろいろな特殊な理由があるわけでございまして、第一には所属職員の人事分限を取り扱います審議会、こういうような場合にはやはり行政機関の職員が参加する必要があると考えております。それから第二には、事業経営の当事者として、たとえば共済組合の運営審議会のようなものに参加いたします場合、それから第三番目は、関係行政機関の連絡調整を行います審議会に参加する場合、それから四番目は、三者構成の審議会、あるいはまた不服審査のような審議会に参加をいたします場合、このよう参加をした方が適切であると判断をいたしましたわけでございまして、残りの四十余りの審議会につきましては、どこかに該当して、むしろ行政機関職員が参加する方が適当であると判断した審議会でございます。

○山中郁子君 長官に、大臣の会長制がまだ八つですか残るわけですね、そういうようなことについて改革の展望をさつきから重ねてお尋ねしているんですが、当然今後の課題として取り組まれるんでしょうね。

○政府委員(辻敏一君) 先ほど申し上げましたように、大臣会長制あるいは行政機関の職員会長制につきましまして、可能なものは廃止をいたすということで今回も取り組んだわけでございます。た

だ、先ほど申し上げましたように、各省にまたがります重要事項を審議をされる審議会というような場合には、むしろ大臣がその審議に当たられまして、直接閣僚レベルに反映することの方が適当であると考えられるものもございまして、そういうものにつきましましては今回存置をいたしましたわけでございます。

○山中郁子君 じゃ、ちよつとはつきりさせていたいただきたいんですけども、残ったものは全部積極的な意義が、意義というか意味があつて、必要があつて残したとおっしゃるわけでしたら、ぜひとも、いまはないかもしれないけれども、一つ一つの審議会についてどういう理由でこれは大臣が会長になっておられるのか、行政機関が会長になっておられるのか、全部それを後で資料いただきたいと思います。どういう合理的な理由によつてか。

○政府委員(辻敏一君) 後ほど適当な方法によりまして御説明を申し上げます。

○山中郁子君 じゃ、それをいただけてまたさらに問題にいたします。

で、それとあわせて、内閣官房の所管になるかもしれないけれども、今回の審議会整理合理化計画では、大企業役員や財界代表が重要な位置と比重を占めているという現状ですね、この現状を是正するための具体的な計画はないし、それだけじゃない、もちろんその方向すら示されてない、こういうことは事実だと思ふんですけれども、先ほど比重のアンバランスというものについては、先ほども申し上げましたように、西村さんのときには、また、官房長官岡田さんのときには是正するというお約束がありましたけれども、これは今後どういうふうになるおつもりか、お伺いいたします。

○政府委員(辻敏一君) 各種審議会の委員等の人選につきましましては、先ほども申し上げましたように、各省大臣あるいは内閣官房の所管であるわけでございますが、御承知のように昭和三十八年に閣議の口頭了解をいたしまして、適任者本位であることはもちろんでございますけれども、広い範

開から清新な人材を起用するとか、あるいはまた、高齢者、兼職者を制限するとか、任期についても長期留任を行わないとか、いろいろな基準をつくっているわけではございまして、私も、各省におきましてこの閣議口頭了解の線に沿って適切な人選が行われているものと承知をいたしているわけではございます。

○山中都子君 官房は来ていらっしゃいますか。

○説明員(角田達郎君) 審議会等の委員の人選につきましては、たゞいま行政管理庁の辻管理局長の方から御答弁ございましたように、昭和三十八年九月二十日の閣議口頭了解がございまして、そこで、私も各省で行っております各種審議会の委員の人選につきまして関与してはいたしません、この三十八年九月二十日の閣議口頭了解を担保するという趣旨に基づきまして、特にこの中で兼職の制限、それから長期留任の制限、この二つでございまして、兼職につきましては三十八年九月二十日の閣議口頭了解では、委員の各種審議会の兼職の数は最高四とすると、こういう取り決めになっておりますので、この最高四というのを厳守していただくよう、昨年の四月の通常国会で、予算委員会ではいろいろ御意見等もございましたので、それを契機にいたしまして最高四を厳守するよう各省を指導しております。

それから、長期留任でございしますが、これは任期三年のものは三期まで、それから任期四、五年のものは二期までを原則とするということで、これは閣議口頭了解の趣旨そのものが原則の例外を許さないという趣旨でございまして、個別に事情を聞きまして、なるべく長期留任を避けるよう、各省を指導している、こういう状況でございします。

○山中都子君 いま私が、それもまた後で問題にしますけれども、いま問題にしているのは、大企業の役員や財界代表がかなり高いウエートを占めているということと申し上げて、これはいままでもいろいろあるところで問題になっているんです。通信委員会でも郵政審議会のメンバーなんか

がどうなっているかということもいろいろ議論になつて問題になっておりますし、私先ほども二、三事例を申し上げました。ここで、これは昨年のその予算委員会では先ほど申し上げた山原委員の質問のときに調べたんですけれども、産業構造審議会では、七十七名の委員のうち、財界企業代表者が四十四人も入っていて、もう六〇%ですよ。それから政府関係者がそのうちにまたさらに七名入っている、ほぼ一〇%、そのほかというのがわずかに三三%で二十六人ですね、こういう比率です。で、もういっばい審議会ありますから、その論議のために時間を余り使うわけにもいかないんですけれど、こういう現状を、やはり審議会をつくった、一番最初に確認をされたんですが、あなたの方、もうそういう趣旨に照らして改善をしていく、是正をしていくことが必要で、それについて一つも方向が出ていないことが問題だと、まずそこが問題だということを私は今回の審議会整理法案について申し上げているわけで、このところはぜひ今後の考え方として是正をしていくという検討ぐらひは長官から御約束をいただいております。

○国務大臣(荒松清十郎君) お答えいたします。

これは各省で決めるのでございまして私どもも権限が少いんですが、おっしゃるとおりの状況もございまして検討いたします。

○山中都子君 各省だということで、内閣官房だというふうになるんですけれど、内閣官房の方に御答弁いただくと、先ほどの局長がおっしゃったような答弁だと、こういう堂々めぐりになるので、あえて長官の御答弁をいただいたわけなんです。それから、先ほど委員構成の問題に関連しまして兼職制限ですね、このことで衆議院予算委員会での山原議員の質問でも、兼職の最高を四とするという閣議了解に違反して、五つ以上の委員ポストを占めている者が数十名もいるという事実を指摘いたしました。これも当時の園田官房長官が是正すると約束されておりましたけれども、先ほど若干触れられたようなんですが、重ねて改善状況と

今後の方針ですね、これを伺っておきたいと思つて、あわせて各省庁の事務次官の兼職違反の是正の状況と今後の方針も伺っておきたいと思つております。

○説明員(角田達郎君) 学識経験者の委員の兼職状況につきましては、私どもの担当でございまして、御説明いたしますが、先ほど申し上げましたように、昨年の四月山原議員からの御質問のありました時点で、閣議口頭了解兼職四を最高とするという線に沿っていなかった状況でございまして、五十二年三月現在の数字では、兼職五以上の数が二十七の方々がございましたわけではございまして、実態は、現状はそういう状況でございまして、四月以降こういうことでは適当でないというので、園田官房長官からの御指示もございまして、いかなる例外も認めないということで、昨年の四月以来各省庁にお願いをいたしまして、現在は兼職の最高が五以上の委員は二、三の例を残して解消されておると、こういう状況でございします。

まして、ただいま二、三の例外が残つておるといふ御説明を申し上げましたが、兼職五以上の方は正確に申し上げますと二人いらっしゃいます。この兼職五を解消していただくための調整はすでに済んでおりまして、来年の三月末までには四以下にしたいという手はずを整えております。

○山中都子君 委員構成の問題に関連しまして一つお尋ねをいたしますが、これも昨年の参議院の予算委員会ですが、私が質問をいたしました、女性の地位向上、具体的には政策決定分野への女性の進出、審議会での婦人の登用の問題についてお尋ねをいたしました。そのときに当時の藤田総務長官が、五年間で婦人の比率を一割までに高めるようにしたいという答弁をされて、その後婦人問題企画推進本部の決定としても明文化されたという趣旨でございまして、私が質問した当時の資料によりますと、全体として二・六%という大変少ない数だったのを、一割までに高める、大体四倍に上るといふ御答弁だったわけで、一割になればいいかという問題ではありませぬけれども、これの推進状況ですか、現在ほどの程度までそれではふえていくのかということについてお尋ねをいたします。

○説明員(赤松良子君) ただいまお尋ねの点でございまして、先生の御指摘のように五十一年度の六月三十日現在で二・六%でございました。五十二年三月十日の調査いたしましたところによりますと、その当時の百四十六名が百七十七名にふえておりまして、パーセントで申しますと三・二%に増加いたしております。しかしなお一〇%にはほど遠いものでございまして、今後ますます推進をいたしたいと、このように考えております。

○山中都子君 園田官房長官は、例外なしに全部解決しなさいという指示をされたといういま御答弁がありましたが、また、いま局長からも大幅に減るといふことの御答弁ですが、今後の問題として、そうすると早い時期に趣旨のとおり解決をするということと理解をしております。

○山中都子君 そうですね。もう一年たつていて三・二%ですが、本当に遅々とした状況だと思つたのですが、私は大まかにいま申し上げておりますから、数だけふえればいいというのでないということとはもう御承知だと思つております。それは一々は申し上げません。だけれども、指標としてもよろ

ん総理府としても、企画推進本部としても、そうしたものを出来ておりましたのでしようし、私もそういう意味で問題にしております。それで、この調子でいったら五年間で一〇%ということにはなかなか算術計算してもいかないと思いますので、一つは私は、具体的に推進していくというふうにおっしゃるけれども、各省庁で、またこの推進でいい。そこを少し総括的に政府の施策として、当然婦人の十年の国内行動計画もつくられて、また前期の重点目標も立てられて、そしてこの問題についても独立して明文化されて課題にされていくわけですから、具体的な推進のめど、たとえば中間目標を立てていくとか、あるいは各省庁にどういう観点で婦人問題推進本部として取り組まれるかということも、もう一つ積極的な見通しとそれから立場、お考えをお伺いしたいと思います。

○説明員(赤松良子君) 先ほども申し上げましたように、ただいまの進捗状況は決して満足すべきものであるとは考えておりませんので、間もなく六月十四日で昨年婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱が発表されてから一年たつわけでございますので、私もまたいたしましては、この一年の間にどの程度各省でこれが推進されたかということとをぜひ御報告をいただいて、その実情を踏まえまして、さらに次の年に向かいまして、新しい、より進んだ方向で推進をしたい、このように考えております。

○山中郁子君 ぜひ、そうですね、一年たった上で、いまお答えがありましたような点を踏まえて、次の一年ではそれじゃせてこまめという具体的な施策をお進めいただきたいと、これは私は要望を申し上げておきますが、その点についてはよろしいですね。

では、次には統廃合の問題についてお伺いをいたします。

審議会の整理法案では、四十五審議会を対象に

して統廃合を行い三十五審議会を削減する、こういうことになっております。私どもは、私が先ほどから申し上げておりますように、審議会はただ減らせばいいというものではないと、どういう運営でどういう組織で、本当に基本的な目的に沿った方向に改善できるかが主要な問題なんだということを通り返してありますけれども、この廃止されるのが、一つ一つ吟味してみますと、予算規模は大変小さなもので、予算もそのまま従前のを合算するということで、委員数の削減については予算手当のつかない行政職員がほとんどだと、経費削減対策としては意味がないような実情ではないかと私は思っていますけれども、経費削減という問題も行政改革の一つ大きな柱でありますし、審議会整理についてもそれは無関係のものではないと考えておりますが、今回の審議会の削減によってどれだけの経費の節減ができるのか、五十二年度予算と五十三年度予算との対比でお示しをいただきたいと思っております。

○政府委員(辻敏一君) 五十三年度の予算におきまして一千三百万円でございます。

○山中郁子君 五十二年度に比較して一千三百万円削減ということですね。この点については余り、まあ経費一千数百万というお金はそれは大きなお金ですけれども、その点ではその実効が上がるかと思っておりますけれども、この点はどういうふうに通解をしておりますか。

○政府委員(辻敏一君) 審議会に要します経費というのはそれほど大きなものではございませんで、先ほども御報告いたしましたように、五十三年度予算で総額十七億二千二百万円でございます。したがって、審議会の整理統廃合あるいは委員の数の削減によります直接の節約効果というのははたさくないわけでございます。ただいま御説明いたしましたように千三百万円でございます。しかし、申すまでもございませぬけれども、審議会の整理統廃合は単に経費の節減だけを目的とするものではございませぬで、行政全体の合理化、簡素化、能率化ということを主眼として

わけでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○山中郁子君 もちろん経費の節減だけではないということとは当然のことです。だからこそ私は、何審議会減らすだけが能いじゃないという意味のことも申し上げているわけなんですけれども、具体的に言いますと、たとえば今回廃止または事実上廃止されるものの中に、国民金融公庫の国民金融審議会、それから労働基準監督官の身分保障のための労働基準監督官分限審議会というふうなものが入っています。事実上の廃止ですね。こういうものは、結局、大体こう見ますと、国民生活に密着したもの、そういうものが行政機構から民主的な要素を奪う結果になりかねない廃止統廃合の問題としてクロージアアップされてきているということと指摘をしないわけにはいかないんです。もちろん、国民金融審議会のあり方だとか、そういうことについては、国民からも、それから公庫の職員からいろいろな意見が出ていますから、当然それは民主的にさらに改組されて強化されなければいけないというのが私たちの考えです。それから、分限審、労働基準監督官の分限審議会、これについて、やはり、置いておくことによって労働基準監督官の身分を保障するという積極的な役割を果たす、そういう内容を持つていくには事実にあらず、こうしたものを廃止するというのは事実上廃止するという形にしていこうというところは、根本的に、最初から指摘しているような観点で問題があるというふうに考えております。で、こういう方向で、果たして本当に国民のための、国民の要望、意見などが公正に民主的に総合的に反映されるという保証にはならないと私は考えておりますけれども、この点のお考えはいかがですか。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘のございました二つの審議会でございますが、まず国民金融審議会につきましては、先ほども和泉委員の御質疑に対しまして御答弁申し上げた次第でございますけれども、国民金融公庫の事業の運営も軌道に乗ってまいりましたし、ほかの公庫につきま

ではこのような審議会は置かれておりませんので、そういうことを考え合わせまして廃止することとしたわけでございますが、もちろんこの審議会を廃止いたしましたとしても、国民各層、いろいろな方面からの意見を伺うということは当然のことでございます。主管官庁であります大蔵省あるいは国民金融公庫自体におきましてそのような配慮を今後ともやっております。

それから、労働基準監督官分限審議会でございますけれども、これは御承知のように、労働基準監督官の罷免事案について審議をする審議会でございます。最近罷免事案もないわけでございますので、常設の審議会としては整理をさせていただきます。最近いいんではないか、万が一監督官の罷免事案が起こりました場合には、その都度設置をするということと対処させていただきますと考えて今回整理をすることとした次第でございます。

○山中郁子君 たとえば、いまの国民金融審議会の問題についての御答弁でも、結局それをなくして積極的に関係省庁でもって国民の要望やなんか聞きますよと、こうおっしゃるわけでしょう。そういうものを聞くために、広く取り入れるために審議会というものをつくったわけでしょう。審議会というのはそういう役割を持つていくわけでしょう。それだったら、いまこへ来てそういうものをなくすというのは逆行するではないか、むしろそれをもっと内容的にも充実して民主的に運営することによって、より広範な国民の声を聞くこと、こういうことが必要なんだというのを重ねて指摘をしておきます。

それから、労働基準監督官の分限審議会につきましても、事案がないとおっしゃるけれども、それはあつたらつくればいいんだと、こうおっしゃるけれども、結局そういうものが常設されていることによって、そのことがやはり事案がないという事態を、好ましい事態をつくっているというところにも関連してくる、そういう内容を持つていくわけでしょう。そういう力を持つていくわけでしょう。そういう立場で、こうした国民の生活に密

着する審議会を整理統合するという対象にするのではなくて、それはやはり方向が違ふでしょうといふことを私は申し上げておきます。この点はおわかりいただけるはずだと思ふんですが、局長の御答弁は予想できるんですが、長官どうですか、私の言うことをおわかりになりますでしょうか。もともとだと思ひになりますでしよう。

○国務大臣(荒松清十郎君) よくわかります。よくわかりますが、そういうことは、さき私の申し上げるように、総論においては切るのが賛成であつて、各論に入りますと、こういうものは切つちやいかぬ、こういうものを切つちやいかぬといふ議論になりがちでございます。しかし、ただいまの御意見をよく承りまして善処することにいたします。

○山中郁子君 別に全部切つちやいかぬと私も言つてゐるわけじゃないんですけれども、基本的流れを再三申し上げて、具体的にこういうものはだからそうでしょうと、こういうものをなくすことによつてどんなメリットがあるのかと、逆に国民の声を聞くといふせつ々かの審議会制度の理念ですか、中身、それを損なうものになつてしまふではないかといふことを申し上げておきます。

機構の簡素化といふことをおっしゃつてゐるわけですが、先ほども和泉委員の方から御指摘がありました、いわゆる私的諮問機関ですね、そういうふうには私呼びますけれども、その私的諮問機関がかなり法に反してといふか脱法的につくられてゐる、これ相當な数があるんですよ。で、環境庁にだけたまたま私も調査できたんですけれども、六十近くあるんですよ。政府の答弁はそんなたくさんないみたいにおっしゃるけれども、決してそうではなくて、大臣だけじゃなくて局長とか、そうした下の方まで、何とか懇談会とか何会だとかといつていわゆる私的機関的なものをつくつてゐる。これは一体、全体でどのくらいになるのかと私たちはいろいろ聞くんですが、けれども、なかなか教えてくれないです、各省ね。推計では、そういうものも全部入れると審議

会と称するものは、私的諮問機関も含めてですね、そういうものは一千を超えるんじゃないかといふふうには私は推察いたします。資料を出してくれないから正確な数字が申し上げられないんですけれどもね。これも昨年の予算委員会では山原委員の質問で、衆議院で調査をいたしますと、こう答弁をされていらつしやるわけなので、調査の結果をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる私的諮問機関についてのお尋ねでございますけれども、申し上げるまでもございせんけれども、私的諮問機関と申しますのは、その機関としての機関意思を決定するものではないわけでございまして、集まりました方々の自由な意見の表明、交換ということであるわけでございまして、行政を進めてまいります場合に、民間の有識者の方々の意見を聞くということとは当然あるわけでございまして、場合によりましては非常に必要なことでもございまして、その場合に、一人の方の意見を聞くこともございまして、意見をもつても、数人の方の意見を集まりたいだいて意見を伺ふことも間々あるわけでございまして、このよう

な私的懇談会が問題になりますのは、本来の審議会と紛らわしいではないかといふ点であらうかと思ひます。本来的審議会は、申すまでもございせんけれども、審議会としての機関意思を決定するといふ点におきまして、いわゆる私的諮問機関と違ふわけでございまして、そこで、本来の審議会と紛らわしいのは、何と申しまして各

省の省庁レベルの私的諮問機関であらう、もつと具体的に申しますと大臣レベルの決裁を経た懇談会であらうといふふうには考えたわけでございまして、そこで、先ほども一部御報告を申し上げましたけれども、そういう大臣レベルのいわゆる私的諮問機関につきましては、私ももといたしましても見直しを行ひまして、それぞれ所要の措置を講じている次第でございまして、しかし、局長レベルといふような御指摘でございしますが、そういう段階になりますと、これは日常の行政運営そのものの問題でございしますので、そこまでは私も詳

細に承知しておりませんし、タッチもいたしてない次第でございまして。

○山中郁子君 これは大いにタッチをして少なくとも現状は把握するべきだと思ふんですよ。そこところはぜひひやんとした見解に立つていただかないと、ある意味では、今回の整理法案で機構の簡素化とかそうしたことでおやりになると、だけれども片方でそういうふうによつておいて、片方で私的諮問機関的なものがどんどんどんどん増しされていつたら、結局総体的にはふくれ上がつていくといふことは十分考えられるし、現実にはそれはそうだと思います。それからまた中には、たとえば例を挙げますと、経企庁の物価安定政策会議といふのがあるんですが、これはまあ私

的諮問機関でございけれども、四十三名の構成員を持つて四部会、一分科会を組織してゐるという、そういう大規模なものもあるんですよ。私はやはり、こういうものの少なくともまず実態は行管庁が責任を持つて把握するべきだと思ふんです。

そこで、これは要求ですけれども、設置区分別、中央、地方、各都道府県別、法律に基づいてゐるものに基づいてゐないものですね、そうした、どういふ分類にしてどのように整理されるかは別として、実態が少なくともどうなつてゐるのか、それをまずやはり行管庁として把握されるべきだと思ひまして、その点についての調査報告を要求いたします。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる大臣レベルの私的懇談会につきましては、私も一部、先ほど来御報告申し上げておりますが、数でございまして、か開催回数も把握しておりますので、適当な方法によりまして御報告を申し上げます。

○山中郁子君 それが三十九だといふことは聞いてゐるんですよ。で、そうじゃなくて、次官のところとか、局長、部長、課長、室長、そうした者にとりましてもいろいろものが出てきてゐる。そういうことを、全然知りませんと、タッチしてませんし、知りませんし、知ろうともしないといふ

ことでは、私は問題あると思ひますよ。長官どうですか、それはぜひ行管庁で把握してくださいよ。

○国務大臣(荒松清十郎君) これは、いまの大臣レベルのものでありますればおっしゃるとおりでございまして、あと局長や何か仕事の能率を上げるために研究会を開くといふようなものが私は多いんじゃないかと思ふんですが、それを一々調べ上げるというのは、裁判所じゃないんですよ、まあ能率を上げて仕事を効率的にやるといふようなもので調べた方がいいでしようかね。私はそれは余り必要ないんじゃないかと思ふんですが、何か弊害がありますか、そういうものは。

○山中郁子君 一つは、先ほどから申し上げてゐますように、政府でその諮問機関の整理統合するといふ理由があるんでしやう、あるからするんでしやう。そんなものがやたらたくさんふえたら大変だと、こういうことでしやう、余り実効も上げてなくて、機構の簡素化。だったら、当然のことながら同じような内容を持つて、そしてしかも法律に基づかないでそうしたものがあつたといふことは好ましくない、問題がある。当然調べなきゃわからないじゃないですか。それで現に昨年の予算委員会でも、とにかく実情調べるということ

は約束されてゐるんですよ、西村さんも、園田さんも。もう少しちゃんと、ちゃんと大体どのくらいか、まず調べてみなければそれが問題があるかないかだつてわからないじゃないですか。

○政府委員(辻敏一君) 私もそのような局長レベル等のいわゆる私的諮問機関につきましては、どうでもいいといふふうにお答え申し上げてゐるわけでは決してないのでございまして、万が一そういう研究会のようなものが、研究会として答申でございましてか意見でございましてとか、そういうようなことを言うことになれば、それは本来の審議会と紛らわしいといふことになるわけでございまして、そこで、私も各省に對しまして、そういうようなことのないように運営の方法でありますとか、あるいはまだ名称でございましてとか、参集

依頼の形式でございませうか、そういうことについて十分注意をしてもいいというようなことは各省に依頼をいたしております。しかし、何回も申し上げようございませうが、その実態は各省の行政運営そのものの問題でございませうので、そこで私も立ち至って細かい調査をするということとはいたしません。

○山中郁子君 ちよつとこれだけに時間とるわけにいかないんですけれども、それじゃ、いま局長おっしゃったように、どうでもいいと思つてゐるわけじゃないと、こういう御答弁でしたわね。本来の審議会と紛らわしいという観点から見ても、どうでもいいというものではないと。だったら、やっぱり実態がわからなきやどうでもいいのかよくないのかというのはいんじやないんですか、これは常識論です。

○政府委員(辻敏一君) 先ほど申し上げましたように、万が一答申でございませうか意見でございませうか、建議のようなものと紛らわしいというような事態があつてはいけません。したがいましては御指摘のとおりでございませう。したがいまして、そういうことのないように各省に對しましてお願いをし、依頼をしてゐるわけにございませうが、それ以上立ち入りましてこちらが事細かい調査をいたしますことは、現在の行政運営から見まして必ずしも適切でないのではないかと考えている次第でございませう。

○山中郁子君 ちよつとこれだけに時間とるわけにいきませんので、実情を調査といひますか、事細かいことまでというふうなことは申し上げませんけれども、大体どのくらいあつてどういふ内容で、問題があるのかないのかと、そういうことぐらひはやはり行管庁として責任持つて把握をすべきです。それがなきやできないでせう、行管庁の仕事でなきやないですかということだけ重ねて申し上げておきます、また別な機会に詰めます。これはたしか約束されてゐるはずで、調べるといふことを。

び旧軍港市転換法の改正に關してなんですけれども、これはいわゆる軍転法と言つてゐるようですね。その軍転法の趣旨に照らして、今度の改正では、いわゆる審議会が大蔵大臣から財務局長というところに格下げですか、みたいな形になるような内容になっておられます。これは軍転法の「旧軍港市を平和産業港都市に転換することにより、平和と日本実現の理想達成に寄与することを目的とする」とうたつてゐる、この趣旨に照らしても後退するという内容になるのではないかと私は理解をいたしておりますけれども、この点はいかがでせうか。

○政府委員(辻敏一君) 旧軍港市固有財産処理審議会につきましては、最近旧軍用財産の処理も円滑に進んでおります。特に、この所掌業務は財務局長の権限でございませう。財務局長の方が現地の実情をより的確に把握できるという立場にございませうので、要するにそういう現地の性格から考えまして、財務局所管の審議会にすることにいたしましたわけにございませう。ただいま御指摘がございましたけれども、軍転法に基づきます審議会としては存続をいたすわけでございませう。もとより軍転法自体を廃止するわけのものではございませうので、私もいたしましては軍転法の精神に反するとは考えておりません。

○山中郁子君 変わらなないんだつたら何も変えなくたっていいだろと思ふんですよ。いままでどおり大蔵省の大臣の諮問機関としてその任務を果たしてもらうというものと位置づけておいて何ら差し支えないことだと私は思ひますけれども、この具体的な中身で、軍転審議会のメンバーの問題として学識経験者選任方法が「両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」となつてゐるものが、両院の同意を得てはなくなつて、そして大蔵大臣の任命に改正。私は改悪だと思つておりますけれども、そういうことになつてしまつても、これはやはり審議会の根本的な目的から照らして後退すると思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(辻敏一君) 関東財務局に移管いたします趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございませうけれども、この仕事はもとと財務局長の権限でございませう。旧軍港市の実情を財務局長の方がより的確に把握できるのではないかと、したがいまして、そういうふうに移管することによつて処理の迅速化と申しますか、行政の簡素化が図られるというふうに判断をいたしたわけにございませう。

ただいまの委員の任命の問題につきましては、私もそれを意圖したわけではございませうが、結論的にそうならなければ、先ほど申し上げました処理の迅速化、行政の簡素化に資するというふうには私も考えておるわけにございませう。

○山中郁子君 意圖したわけでないのに結論的にそうならたというのはいんじやないんだだけども、じゃ何でこうなつたやうなつたんですか、別にいいんでしやう、両院の承認を得てということでは何ら差し支えないわけにせう、このことを外すことを意圖したのでなければ。

○政府委員(辻敏一君) 任命権は大蔵大臣でございませうので、従来と同様というわけには法体系上まいらぬとお考へいただきます。

○山中郁子君 だから結局は後退したんじやない、ここで、そうでせう。あなたさつき、内容は何ら後退するものではないと、こうおっしゃつたけれども、結局こういふふうの後退してゐるわけですよ。両院の議を経て、承認を得て、その方がより民主的なわけにせう。それだつて問題はあつて、学識経験者は、實際上財界代表みたいな人になつちやつてゐるんで、国民金融公庫總裁とか、日本不動産研究所理事長とか、日本経済新聞社取締役出版局長とか、そういう人たちがなつてゐるわけにせう。だから、私はやはりこういふところに、審議会の整理というふうにおつしやるけれども、本當の審議会の当初の趣旨に照らして後退してゐる内容があるという

いうことを申し上げてゐるわけにせう。どうして両院の承認を得てというのを、意圖しないのに取らなきやいけないかというのはいんじやないからなんです。なぜ、どうして、どういふ理由で、しかも後退させないかということをやんとおつしやるならば、どうしてそういうふうになつちやつたんですか、結果的に。

○政府委員(辻敏一君) その点を後退とおとりになるかどうかはまたこれは一つの考え方問題だらうと思ひますが、私もその考え方といたしましては、再三申し上げておきますように、この旧軍港市の固有財産の処理という仕事が現地的な事務でございませうので、これを財務局の所管に移した方がむしろ行政の迅速化に役立つのではないかと、またあわせまして行政の簡素化に役立つのではないかと、それから、先ほど申し上げましたように、軍転法自体を云々してゐるわけではないわけにございませうので、軍転法の精神に反するといふふうには私も考へてゐないのでございませう。

○山中郁子君 何ら合理的な御答弁がいただけないといふことを私は指摘しておきたいと思ひます。意圖しないけれども結果的にそうなつた、結果的にそうならざるを得ない。どういふ理由があるのかといふことについては何にもちやんとしと御答弁がないですね。その点を指摘をして引き続き問題にいたしますが、きようは次の問題に進みます。

この軍転法の問題、軍転審議会に關連して具体的に横須賀にある猿島の問題についてちよつと伺つておきたいんですけれども、これは旧軍用地であつたわけですから、この処理の方法については軍転審議会にかけられると思ひますけれども、そうなりませうか。これは大蔵省でせうか。

○説明員(松岡宏君) 猿島の処理についてのお尋ねでございませうが、この件につきまして関係者間での話し合いが進み、いよいよ方針を決定するという段階に至りますれば、旧軍港市固有財産処理審議会にお諮りして答申をいただく、こういう運

びとなるわけでございます。

○山中都子君　そうして、この猿島の利用計画につきまして、たしか二月十四日付の新聞だったと思うんですが、報道されているんです。この報道によりますと、神奈川県内の米軍基地の横須賀への移転集約が実現する運びとなったために、この見返り条件として猿島を横須賀市へ無償払い下げを行うと、そしてその猿島の利用計画は周囲の浅瀬を埋め立てて横須賀新港の防波堤にするともに、猿島を観光地にしようというものだと言えられていいます。しかも、無償払い下げは二年以内に実施できるのではないかと横須賀の市長が述べているんですね、この話は実際はどうなんですか。

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

○説明員(松岡宏君)　猿島につきましては、地元横須賀市から利用要望が大蔵省に対して出されてはおりますが、その処理につきましては今後の慎重な検討を経て方向づけがなされるべき問題と考えておりまして、ただいま御指摘の新聞報道にありましたような具体的な内容で大蔵省との間に話し合いが進行しているものではございません。

○山中都子君　具体的に新聞報道がそのようにされて、しかも市長が明言をしているというからには何にもないわけじゃないと私は思っています。一定の推測はできますけれども、それはさておきまして、問題はそういう観光地的なものとしてというよりは、この猿島はずっと軍用地ということとで一般に使えなかったために、結果的に暖地性植物が繁殖して、天然記念物のウミウと言ったんですか、海のウラらしいですね、あれも生息をしたら、弥生時代の遺跡もあったりということ、ぜひ自然園的なものとして市民の憩いの場として保存をしたいという要望が多くて市民の人たちから出ているということがあります。それが払い下げによって、しかもそれが観光地的なものとして、せっかくの自然保護が荒らされてしまうということは大変残念だと、こういう市民の方たちの要望などがされていますので、私はぜひこういう観点

を尊重して、そして払い下げ後の利用について図っていくべきだと思っておりますけれども、文化財の指定とかということとはまたちょっと別な問題、文部省の関係になりますし、きょう文部省にお願ひしてございませぬので、それは別としても、いま申し上げましたような観点で、せっかくの保護された自然の地域ですから、それを守っていくという方向で利用するという点についての国の考えをお約束をしておいていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(松岡宏君)　猿島の利用の方向づけにつきましては、先ほども申し上げましたように、なお今後の問題として十分慎重に検討してまいらなければならぬと思いますが、その検討に当たりましては、御指摘の自然保護という観点につきましても十分配慮してまいりたいと存じます。

○山中都子君　審議会問題の締めくくりになるんですけれども、運営問題について伺いをいたします。

運営問題の具体的な改革計画が示されていない。先ほど関連して私も指摘した部分もございしたけれども、私が、むしろ問題は審議会を少なくすればいいというものがなくて、運営や組織が問題だと申し上げている内容というのは、審議会の公開原則の確立とか、それから公聴会の開催主義の原則を導入するとか、そういう本来の審議会の目的を、繰り返し申し上げるけれども、より貫徹するための改善、改革が必要だ。こういうものを抜きにした形で審議会の制度改革というものはあり得ないと思っておりますが、この点については何にも提起されていないんですけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(辻敏一君)　審議会の議事などの公開の問題でございすけれども、これはただいまのところ個々の審議会の運営の運営方法の問題として個別に決定をされているわけでございす。個別に議事規則を定めたり、あるいはその都度の議事運営において決定をされている問題でございす。したがって私どもは、この議事でございす

とか、議事録を公開すべきかどうかというような問題につきましては、それぞれの審議会の目的なり任務、性格に照らしてどのような運営方法が最も適当であるかという見地からケース・バイ・ケースに決定すべき問題であるというふうに考えているわけでございす。

○山中都子君　あら、長官どっかへ行っちゃった。ここで長官に聞かなくていいじゃないですか、局長、そうしたら覚えていらっしやいますか、衆議院でわが党の柴田議員がこのことについてやはり質問して要望したことに対して、長官は、前向きに検討すると、こう答弁していらっしやるんですよね。そうすると、いまの局長のお答えとは何か違うんですね、要するに、ばらばらじゃなくて、だからそういうことも含めて一般基準について通則を法定するということが必要であらうということも申し上げているわけなんですけれども、そういうことは全然必要ないという御見解ですか、やはり。

○政府委員(辻敏一君)　そのような公開の問題を含めまして通則法というような問題もあるわけでございす。審議会の設置、運営のあり方につきましては、四十四年の閣議決定がございまして、原則的な方針を示しているわけでございす。そのうちの幾つかの項目、たとえば原則として委員の数の二十人以内とございすとか、あるいはまた行政機関の職員をできる限り排除するとかいうようなことは、今回の行政改革にも織り込んで推進をいたしているわけでございす。そのようなことで、そういう閣議決定に沿って適切な運営が行われるように努力しているところでございす。

○山中都子君　この点は、長官が戻られてからも一度伺うことに――あつ戻られた。長官にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、も、運営や組織の問題が問題ではないか、ただ審議会を減らすだけが能じゃないでしょうということをお繰り返し申し上げました。で、それについて、たとえば審議会の公開の原則を確立するとか、それから公聴会の開催の原則を導入するとか、そういうことも含めて各審議会の委員構成や運営に関する一般基準、いわゆる通則を法定することなども必要ではないかというのを申し上げて、これは覚えていらっしやると思いがすが、たしか衆議院でわが党の柴田議員がそうした要望、質問したことに対して、長官は前向きに検討しようとして、こうおっしゃっていらっしやったわけなんですけれども、いま局長は余りそうでもないような御答弁だったんですが、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒松清十郎君)　よく研究をいたします。

○山中都子君　前向きに検討するとおっしゃっているんで、具体的な見通しや計画を明らかにしていただきたところなんです、では早急にぜひお約束を果たしていただくことにしたいと思います。

○国務大臣(荒松清十郎君)　よく研究をいたします。

○山中都子君　研究と言つてちつとも具体化しないということでは困るので、重ねて申し上げます。

次に、許認可整理法案について二、三お伺いをいたしますが、五十三年度末までに、許認可等二千四百四十事項を整理合理化することを閣議決定されていらっしやる。だけれど、許認可はいまは毎年約二百事項のテンポでふえていると思ひます、いただいた資料によりますと、これは、ここですと五十三年度末までに二千四百四十減らすとすでしよう。だけれども、毎年二百ぐらゐのテンポでふえていったらまたすぐふえちゃうわけですね。こういう点で、総体としてさらに簡素化をしていくという必要があるんで、そのために定期的に、できれば毎年一回は不要不急の許認可等を整理合理化していくという取り組みが必要ではない

上げたところでございます。

それから、そのほか鉄道財団抵当で融資を受けました資金、これは先ほど申し上げましたように、できる限り鉄道の投資に使うようにというふうに指導してあるわけでありまして、この点のチェックにつきましては、鉄道財団抵当で融資を受けた資金の使途に見合う工事を行うかどうか、この点につきまして、地方鉄道法で工事の認可というチェックの仕組みがございますので、われわれとしてはそちらの方でもチェックをするようにしておるといふことでございます。

○山中郁子君 私に問題にしているのは、そういう目的で運輸省、運輸大臣が認可をして、そして融資推薦——融資のあっせんですね、そういうことで借りたお金を、私鉄が本当にそれじゃそういう目的に沿って使っているのかと、そうではないのかという疑いがある、そのことを問題にしているわけですね。

それで、大手私鉄の中で特に東急はそれが顕著なんですけれどもね、これをいろいろ分析してみますと、東急はこの十年間、つまり四十年から五十年までの間に、有価証券報告書をもとに資金運用を分析してみますと、十年間に鉄道財団借入金金の純増が、ふえた分が九百三十七億四千万円入れているんですね、これは東急全体の資金の源泉の四〇%を占めている。だから、相当な東急を支える大きな柱になっているわけですね、資金面です。で、一方この資金を使って鉄道部分へはどういうふうに使われているのかというところ、すべての投資ですね、すべての固定資産の増価額を見ますと、七百三十二億四千万円しかないんですよ、全部です。片方ではそういう投資をしますからと、こういう理由で九百三十七億の融資を受けている、そして、実際には鉄道部分への投資が七百三十二億、つまりこの差二百五億はどこへ行ったのかと。また逆に七百三十二億円の投資は全部が全部そうした借り入れ——鉄道財団抵当ですね、借り入れたお金を全部使うわけじゃないでしょう、自分の自己資本だつてあるわけ

すから。だから、必ずしもそうではないけれども、仮に百歩譲って、算術計算をするために百歩譲って、七百三十二億は全部それによって鉄道財団抵当で借りた、それによって借りたものと仮定しても、二百五億のお金はどこへ行ったのかという問題になるんです。どのようにこれはお考えになりますか。

○説明員(土坂泰敏君) 先ほど申し上げましたように、鉄道財団で借りた資金の使途でございますが、できる限り鉄道の設備投資に使うようにという指導をしてあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、鉄道財団ですでに借りたものの借りかえと、これにも使うことはわが方は認めておるわけでございますし、また、やむを得ない事情でそのほかの用途が向けられることも、これはケースによってはあり得るわけでございます。いま先生の御指摘について、いま私分析した資料は持っておりませんけれども、そういうようなものの積み重ねが御指摘の数字の差となつてあらわれたのではないかとこのように思っています。

○山中郁子君 それは何かいふん無責任な話です。さうね。だって、そうではないかと思う。それだから、結局実際にチェックされてないということになるわけですね。私は、もう感じられる方はあると思うので、東急といたたら土地の買い占めで大きな問題を起しているところですよ。土地の買い占めのためにこうしたお金を使われているんじゃないかという保証はどこにもないです。七百三十二億と私さっき言いましたけれども、二百五億というのは、仮に七百三十二億を全部鉄道財団抵当によって借りたお金を使ったとしてもというふうに仮定をしましたけれど、そういうことは常識的にも理論的にも考えられないのであって、これ以下であることは確実ですね、七百三十二億以下であることは、それにもかかわらず九百三十七億借りているのだから、この二百五億以上のお金が、本来そういうことで、公共性の名によって輸送力の増強だとか、安全輸送の

ためにとかといつてお金を借りておいて、しかも国の開銀のお金を借りて、そしてそれを土地の買い占めなどで使っているということだったら一体どうなるんだ、こういう疑念は私は十分にあると思うんです。これは何らかの形でやはりチェックをしてはつきりさせていく必要があると思っております。いかがでしょうか。

○参考人(吉岡英一君) ただいまのお話の開銀の融資に関する部分についてだけお答えを申し上げます。

開銀の融資については、先ほど申し上げましたように、全件について融資の目的である特定の工事を實際に行っているかどうかのチェックをいたすたてまえになっており、毎年そのチェックの結果、もしそういう目的に使っておられない場合は繰り上げ弁済をさせる仕組みになっておりますが、そういうことが起こった事例はございません。

○説明員(土坂泰敏君) 鉄道財団で融資を受けた資金と運用上は、他の方法で融資を受けた資金と資金と運用上は一体となりますので、資金の源泉と資金の使途を個別に対応させてチェックすることはいふことは、これは実質問題としてできないわけでございます。ただ私も、先ほど申し上げましたように、鉄道財団抵当で借りた資金を鉄道の設備投資に使いますと言った部分についてはチェックするようにしております。その部分については、それ以外に、既存の鉄道財団で借りたものの借入金の返還であるとか、あるいはやむを得ずほかの使途に向けるということも認可をもらつた分であるとか、そういうものが幾らあるかということをチェックいたしませんと、いま御指摘の点が直ちに問題があるということにはならないというふうに考えております。

○山中郁子君 そうすると、それはチェックできるわけですか、なさるわけですか。

○説明員(土坂泰敏君) 鉄道財団で借りたお金を、鉄道の設備投資に使いますということで借りたお金につきましてはチェックすることはでき

ます。その他の部分につきましては、これはもともそうでないというところで借りたお金でありますので、それが不当に使われたというようなことにはならないというところでございます。

○山中郁子君 じゃ、最初にあなたがおっしゃった、鉄道財団抵当で運輸大臣が認可をなさるでしよう。そうすると、鉄道の投資ですね、要するに安全輸送だとか輸送力の増強だとか、そういうことで公共性に照らしてそうした認可をするんだと、こうおっしゃるわけでしょうか。すると、それ以外のところで認可することはないでしよう。

○説明員(土坂泰敏君) 鉄道財団の公益性ということから考えまして、鉄道財団で借りた資金につきましてはできる限り鉄道の設備投資と既存の鉄道財団の借りかえに使うようにという指導をしてあるわけでございます。その企業の資金の事情であるとか、担保の余力であるとか、諸般の事情によりましてやむを得ず鉄道財団で借りた資金をほかへ使うということは、これはケースによってはある得ることであるというふうに考えております。

○山中郁子君 だったら、土地買い占めに使つても、やむを得ず使つたならいいんですか。赤字になつたと、買い占めてお金が足りないといふ現に言っているんです。東急で、私の方の関係者が聞いて合せてたんですよ。そうしたら、百六十億ぐらい赤字の穴埋めに、全部使つたわけじゃないけれども使っている、本来の趣旨からは問題かもしれないけれども仕方がない、実際に言っているの、東急の会計の担当者が。そういうのもいいんですか。

○説明員(土坂泰敏君) 具体的な東急の事案につきましては、いま御指摘のようなことがあるのかないのか、これはいま直ちにお答えできませんけれども、ただいま申し上げましたように、鉄道財団で借りた資金で使うようにわれわれは指導もして、これは鉄道で使うようにわれわれは指導もして、チェックするようにしておるわけでございます。そのほかの使途に使うということでは

たお金がどうなるかということは、これは認可の中身によって決まっておりますので、そこをちよつと分析してみませんか、それがいま御指摘のようなことであるのかどうか、直ちに私の方ではお答えできないわけでございます。

○山中郁子君 あなたちよつと、だから私は局長に来てもらわなきゃ困ると言っただけけれども、鉄道財団借入金金の純増が九百三十七億だということとを私言つたでしょう。その数字で言っているのよ。だったら、鉄道財団で借り入れたものであるかどうかかわからないなんて、あなたいまさらおっしゃることないじゃないの。この数字をあなたの方で確かめさせてもらいたい、こうおっしゃるなら話はわかるけれども、私は何もそのほかの借金のことを言っているわけじゃないですよ。

○説明員(土坂泰敏君) その数字は確かめさせていただきたいと思いますが、いま申し上げました九百三十七億の数字が、これは必ず鉄道設備投資に使うということで借りたものであるかどうかがいまの段階で急にわからないわけでございます。既存の鉄道財団の借入金のかえに使つておるかもしれないわけでありまして、そこを分析しないと御指摘の点が問題かどうかかわからないということをお願いいたします。

○山中郁子君 さっきからあなた二通りのことをおっしゃっているんだけれども、まあそれは時間が余りないからいいですけども、要するにその鉄道財団借入金の認可をするのは、そういう公共性に照らして、そういうことで運輸省は認可をするんでしょ、運輸大臣は。それだったら、そこで借りたお金はそういう形で使うということが前提でしょう。赤字の穴埋めなんかに使っちゃいけないでしょう。しかも、この私鉄の問題でいけば、だれだつてすぐにぴんとくるのは、あんなにたくさんのお金を使つて、そしてどうせお金を借りて買つていゝるんでしょ、土地を買い占めてね、そのための資金によまやかうお金が使われていないとは言えないじゃないですか、ちゃんとチェックしな

きや、ということをお願い申し上げている。それしますか。

○説明員(土坂泰敏君) この九百億を借りるときに、鉄道財団を認可受ける際にどういう目的のために使うかということで認可を受けたのかということをチェックしてみたいと、それを問題にするという順序で考えるべきじゃないかと思うんです。鉄道財団であれば必ず鉄道の設備投資にしか使われないのであるというふうに決まっておるわけではありまして、できる限り鉄道の設備投資に使うようにと、あるいは既存の借入金のかえに使うようにと、あるいは既存の借入金のかえに使うようにと、諸般の事情によってやむを得ずほかの用途に使うことを認めることもあるわけでございます。その東急のケースがどういふものであるかということ、いまちよつとわからないものですからすぐお答えはできませんけれども、調べてみる必要があるのではないかといいうことでございませう。

○山中郁子君 じゃはつきりしてください。どういふ場合にいいんですか、どういふ場合、どういふ場合、どういふ場合にいいんですか、おたくは許可なさるのですか。

○説明員(土坂泰敏君) 鉄道財団の公益性ということから、まず鉄道の設備投資に使うということにつきましてもは使途として適当なものであると考へております。それから次に、既存の鉄道財団の借入金のかえも、これも差し支えないというふうな考へております。そのほかの使途につきましても、これはそのときの企業の資金繰りであるとか、担保の余力であるとか、諸般の事情を勘案しまして具体的なケースごと判断をするということをやつていきたいということでございます。

○山中郁子君 もう一つだけ確かめたい。それだつたら、たまたま東急が土地を買い占めた、資金繰りが困つた、それだつたらケース・バイ・ケースで検討してその場合でも使つていいということにおつしやるの。

○説明員(土坂泰敏君) いま申し上げましたように、その資金がなぜ必要であるかということのほかに、ほかの担保の状況であるとか、企業全体の資金繰りであるとかといったようなことをよく見てみませんか、ただ御指摘のケースだけでいいか悪いかということ、直ちに御返事することはできないのでございませう。

○山中郁子君 検査院にお伺いしますけれどもいまして、いま申し上げたとおりでございます。運輸省もそうでなければ、こういう疑惑があるのです。これは何も私が言っているだけじゃないんです。新聞にもある経済評論家が指摘をしております。そういうことを会計検査院で調査すべきだと、していただきたいと思ひます。いかがでございますか。

○説明員(東島駿治君) 先生御存じのとおり、私も検査権限として私鉄までは及ばないわけでございますが、開発銀行の検査の際には、その貸付金につきましては工事完成実査報告書等、先ほど開銀の總裁が御答弁なさいましたそういうものを中心に、果たして政策目的どおり使われているか、資金の使途は適正に確認されているかという点を中心に調べておりますが、ただいま先生の御指摘のようなことがございましてすれば、今後の開銀の検査の際に十分関係書類を調査してみたいと、このように思つております。

○山中郁子君 もう時間がないので細かくは言えないのですけれども、東武でもこういう例があるんです。実際に借りたお金の半分ぐらいしか設備費に入つてないということがあります。ですから、私はいま会計検査院で調査をお約束なさいましたけれども、ぜひとも行管庁長官にも、これは許可認可の問題ですよ、こういうことを政府が認可をしておいて、その認可によつて政府機関のお金を借りて、それが借りた理由のように使われていないという疑惑、こうしたものについては、少なくとも私は全面的に政府の責任で説明すべきだといふふうに考へておりますので、その点について行管庁のお考えを伺いたいと思ひます。長官と

しての御見解を伺うんで結構です。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) これは私の方の監督では、範圍ではございませんで、これは大蔵省でよく調べるということだろうと思ひますが、この問題については行管庁の範圍でないと思ひますが、承つておきます。

○山中郁子君 許可可制度を疑念を招かないものとして確立をしていくことが必要で、それは行管庁の所掌範圍であるからそ法案も出ていゝるわけでしょう、許可認可の問題に關して。そのことでは私は申し上げておきますし、あえて行管庁長官ということでもなくとも、政府としてそういう観点からの疑惑を残さないという立場を明確にしたいでございます。

それで、最後に運輸省に、いま調べることもおつしやつておりましたけれども、どういふ手順を踏んで調べるのかはあなたの方のお考えで結構ですけれども、いづれにしても私が提起をした問題につきましても、運輸省としての責任の範圍で調査もしていただき、御報告もいただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○説明員(土坂泰敏君) 東急の問題は具体的に御指摘になりましたので調査の上適當な方法で先生の方へ御報告に上るよういたします。

○森田重郎君 私は、行政改革一般の問題につきまして御説明を賜りたいと思ひるのでございませうが、その前に、実は幾つかの資料に基づきまして、今日までなされてまいりました行政改革全般につきましてもの歴史、そういうふうなものを簡単に私なりに検討したわけでございますが、実は終戦直後の混乱期から大体十年ぐらひは別といたしまして、もつともその間に昭和二十四年にはシャープの税制制告というふうな問題もございまして、今日までの行政改革全般をながめてまいりますと、やはり今日非常に問題になつておりますこの行政改革の骨子と申しましうか、この辺は、昭和三十六年に臨時行政調査会が設置された、そしてまたその調査会が三十九年の九月でございまし

ようか、十六項目にわたります、言うなれば行政改革に対する意見書、これを政府に結局提出した。この辺がどうも行政改革の骨子になっておる。言うなれば今日の行政改革の基本的な姿勢づくりをつくったというふうな理解をしておるわけでございます。その後、昭和三十三年の八月の閣議で行政改革本部が内閣に設置をされて、例の各省庁の一局削減の問題、あるいは先ほど来何回かお話の出ています審議会、特殊法人の整理、こういった一連の問題が討議されたり、同時にまた、定員削減計画の審議あるいは決定がなされて今日に至つておるといふような経過であるようにございます。また、臨時行政調査会の勧告によりまして、昭和四十年七月に、行政監視委員会設置法によつていわゆる行政監視委員会が発足をしておるといふような、そういった一連の歴史の中で、実は今日の行政改革が討議、討論をされておるといふふうに理解をしておるわけでございますが、実は荒瀬行政官長官は、私の郷里郷党の大先輩でございます、二度目の実はお勤めということになるわけでございますが、長官が昨年ですか、十一月の末に行政官長官に御就任になったその当時の一つの行政改革に対する熱意、また姿勢、抱負経緯、そういったものと、現在の行政官長官としての荒瀬先生その人の心境をひとつお伺い賜りたい、かように思います。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) お答えいたします。昨年十一月ごろと現在、少しも私の方針は変わっておりません。ただ、たびたび申し上げますが、なかなかいまだ経済上の非常な厳しいときでございます。そういうような点からいたしまして、なるべく景気浮揚の問題やあるいは雇用問題、また失業対策、そういうようなものに対しまして、ひとつと余り差し支わりのないような行政をしていくことが必要であると考へております。したがって、これは簡単に申せば、理想は私の考えも大変でございますが、なかなかこれは思つたやうにいかないという点を十分考へております。しかし、行政改革というものは、何といたしまして

も国民の税金のむだ遣いをしない、そして行政のコストダウンをする、こういうことでございませう。それから、変化する社会情勢、また国際的ないろいろの問題に対して、それを早く察知いたしまして、そうしてこれらに対処していかなければならないと、こういうような考えでおります。

○森田重郎君 長官が、例の外務省の中南米局の問題等につきまして、大変自分の所信を曲げず、非常に強い信念のもとで一つの改革の基本原則を貫くというふうな意味で大変な御苦勞をなさつた、その辺の背景の模様も私なりに承知をいたしておるわけでございます。ただいままた御説明がございまして、引き続き基本的な考え方、信念には変わりないというふうな御発言でございまして、大変私なりに意を強うしておるわけでございますが、私は今回のこの行政改革の行政改革計画と申しましうか、正式には「行政改革の推進について」でございますが、この計画そのものの自体は、私大變、言うなれば行政改革の基本ににつながるような目玉の事項はすべて網羅しておるような感じがするわけでございます。第一の問題といたしまして、行政機構の問題、第二が定員管理の問題、また第三が特殊法人、第四が審議会、五番目の問題として補助金問題、六番目はこれは行政事務の問題、七番目が地方公務員制度の問題であり、最後の第八番目が地方公共団体に対する要請というふうなことで、言うなれば行政改革の骨子というふうなものは全部包括的に一括して包含されておる、そういう意味で系統的にまとまつた行政改革案としましては私は大變りつぱなものじゃないかと思うかと、かように思つておるわけでございます。なお、中で特に、たとえば地方公務員制度の問題については、これは陸運事務部門を廃止する、二年を目途でございませうか、二年以内で厚生省、労働省等の事務官をも廃止するというような骨子、そしてまたそういった中で国家公務員の定年制の導入、これは何歳にするか、これはまた別としまして、過ぎずいぶん長い間に

わたりまして云々されておつたような幾つかの改革案件というふうなものがこういう中に盛り込まれておると。そういう意味では、私は大変高い評価をしたいと、かように思つておるわけでございますが、しかし、実はこの改革案の目玉とされておりました中央省庁の統廃合問題というのが、実は引き続き検討をするというふうな形の中で、何か非常にこころざしな発言、トーンダウンをしてしまつたというふうなことを感得するわけでございますが、その辺につきまして再度ひとつ長官の御説明を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(荒瀬清十郎君) さつき中南米局の問題がございました。これはこの際でございますから、はっきり私は中南米局をつくることは賛成でございます。何となれば、百万以上の日本人がいる。また、いまの日本の資源の少ないときに、中南米というものは非常に重要な地域でございます。また、中南米の国々との関係は他のいろいろの国よりも密接な度合いでございます。しかし、去年の十二月二十三日に閣議で決めた、新局はふやさない、こういう大方針がございまして、したがって、もし新局をつくるということでございますれば、まあ振りかえをする、そこで外務省と話し合ひをいたしまして、外務省にも幾つもの局がございまして、たとえば情報文化局という、これも必要でしょう。しかし、そういうものとかみ合せてやる方法はないかと、まあこういう主張をいたしました。どうも私の言つたことがなかなか通じませんで、ついああいうような状況になつたわけでございます。いまでも皇太子殿下御夫妻が中南米においでになる、またさつき言うように、百万以上の日本人がいる、そういうような、移民からの問題等を考えましても日本とは古い歴史があります。したがって、ぜひ中南米局はつくりたいということですが、遺憾ながら振りかえができません。なるといふことはいまでも遺憾千万でございます。いま、なるべく早い機会に、どうしてもこういう信念には変わりはないと思ひます。

それから、昨年の九月でございますが、福田総理がエネルギー省をつくる、あるいは住宅省をつくる、つくとまあ言い切つたわけでもないんですが、新聞の方はつくるように全部書き上げてあつたやうでございます。しかし、これは、私も福田内閣の閣僚の一人ですが、少しアドバリンが早く上がつちまつた、もともと研究をしなければならぬものをアドバリンを早く上げ過ぎたんだというので、私の考えをいたしますれば少しアドバリンの上げ方がまずかつたなあと、こう考へております。御承知のエネルギー、とにかく油にいたしましては大体世界の十分の一は日本が消化しております。それから、一番早く、エネルギーで使いやすいのは原子力発電であると思ひます。こういうふうな問題、これをどうしたらもつと国民に理解を求めて合理化できるか、早くこれが使えるかというふうな問題、電力は恐らく十年間にいまの倍の能力を上げなければならぬと思つております。水も倍にしなければならぬ、十年間には倍にしなければならぬ、十年間、もう十年間は待てない状況でございます。電力が、倍にしなければならぬ。だからといって、それがエネルギー省をつくりやそれができるかといつたら、そうでもないのです。もつと根本的にエネルギーの問題はひとつよく研究いたしまして、これをやるべきであります。果たしてエネルギー省をつくれればそれが解決できるかといつたら、そうでもないと思ひます。また住宅省といつても、これも住宅は必要でございます。しかし、私は政府の一人といたしまして、いまの住宅でもなかなか問題があるんです。よく森田さん知つてのとおり、アパートなんぞじゃんけんつくつても四万戸もあいてるんだ、入り手がな。これは住宅問題は何としても土地問題を解決するといふことが必要でございます。これはことしの公共事業で大変な仕事ですが、容易ならざる仕事です。と、いって、それが住宅省をつくらうとあれで解決するかといつたらそうじゃないと思ひます。これは根本的によく考へまして、ひとつ何とかな率の

上がするようにしてみたい。しかし省庁というものをやたらに統廃合するんだ、どうだということ、これは行政の骨格ですから、骨をやたらにいじくるわけにはいかないというところは当然でございませう。そういうようなことを考えつつ省庁の統廃合、いわゆるエネルギー省をつくらなかったから、あるいは住宅省をつくらなかったからおまえのやっていることはだめなんだと、こういうことだと私は違うんじゃないかと思う。これを何とか、そういうエネルギー問題、水の問題、住宅の問題をどうしたら解決できるかというようにこの根本を行政管理局として研究していかなくちゃならない。じゃ研究しないでよすのかというと、大いに研究をしております、私の思ったようなことを総理と話し合っております。いやあそんなことなんぞ進まれば、ううなんというようにもなまにしもあらず。そういうことをいろいろ考えながらいまやっているのだから、第一に農林省、二百海里問題がありまして、これ農林水産省に改組するというような問題、それからまた住宅省というようにも考えて、まあひとつ建設省と国土庁というものは、まずとりあえず一人の大臣でこれを管理してもらおうというように、私が実は行政管理局を去年の十一月にお引き受けするときにそういう発言をいたしました。それから福田総理に私の意見を申し上げたらそれを採用してくれたわけでございます。

それからまた、どうも経済問題でめぐりじゅうから——めぐりじゅうからというのは秩父言葉です。世界じゅうから日本の輸出をどんどん旺盛にやろうとすれば、これはいろいろなことを言われて容易ならざる、日本がマイナス面もかせぐ。したがって、いわゆる対外経済ということに専念をできるという省を、そういう大臣を任命したらどうかと、これも採用してもらったわけでございます。そういうようなことを考えつつ、森田さんに言わせると、少しおまえのやることは遅いじゃないかと言いが、そうでもない、一生懸命やっているわけでございます。

それからなお、いろいろな経済問題やいろいろな問題がありますから、理屈より何よりできるものから実行していくというように、中央の課を五十一減らす、なお地方の出先機関のうち支所、出張所を千カ所整理をいたしました。国家公務員については、決して国家公務員が多過ぎると私は考えているわけではないんです。各国の統計をとりますと、なるほど地方公務員は非常に日本は多いんです。多いけれども、国家公務員は比例をいたしまして千人に対して七・八人でございまして、それはど各国と例をとって多過ぎると思っております。しかし減らせるものならなるべく減らせるようにというので、今後三年間に二万八千人を削減をする、これは既定方針でやっております。それから定年制も導入をいたします。これはなかなかむずかしい問題ですが、定年制を導入いたします。それから、さっきもお話を申し上げましたが、特殊法人というものが多過ぎるんです。これを整理を進めてまいりまして、いま十四法人を整理する対象にしておりますが、私が就任して以来ちようどこれ二十一人の整理統合をすることになる。それから特殊法人についてどうも月給が高過ぎるという問題から、退職金が極端に多いという非難がございまして、これも二割カットする。それから特殊法人が何年も、特殊法人の理事長とか会長とかいろいろ名前がいろいろありますが、そういうものも何年も何年もいつまでもやっているということもあれですから、現在は八年まででございまして、それを六年に切り下げる。いま御審議を願っている審議会も多過ぎますからこれを減らしていこう、四十八整理統合いたします。それから補助金も千四百二十二億四大幅に減らすようにいたします。それから、許可認可も千二百四十事項廃止をするというようにことを実行して、法律案を提出いたしました御審議を願っているわけでございます。しかしこれで十分だなんというのを考えておりませんが、なるべく速やかに、いろいろなことで問題等もございしますが、努力をいたしまして御期待に沿うようにや

つていきたいと思う次第でございます。しかしこれよく考えてもらって、あなた実業家の出ですからよくわかりですが、これはなかなか株式会社と違ひまして、これはだめだから首切れと、それはいいですね、なかなか。これはいろいろな制度がありまして、やっぱり民間のやる仕事の方がばたばたできて気持ちがいいんですが、こういう役所というものはなかなか人員整理だの、いや統廃合、合理化するなんといったって、これは口じゃ簡単ですが、なかなかこれはむずかしい問題ですが、平身低頭いたしましてなるべく摩擦の起らないようにやっていくつもりですが、どうぞ御尽力とひとつ御声援をお願いいたします。

（委員長退席、理事林道君着席）

○森田重郎君 荒松先生の御意見よくわかりました、ただいま先生の御説明の中で、これは御答弁は必要ございませんが、建設大臣が国土庁長官を兼務されるという問題、同時にまた、対外経済担当が、これは言うなれば政策を機動的に推進するというふうな意味でこういった担当大臣が生まれたことと思えますけれども、これらの問題につきましては、私は私なりに若干は荒松先生の御意見と相入れないものがあるわけでございます、実はこういって関係ポストの人事問題というものが、そもそも行政機構改革の改革案件の中に入るといふのは、どうもちょっとその辺が私なりに理解できないのでございしますが、これは御答弁は結構でございます。

次に、ちよつと話題を変えまして、行政改革の問題、これはいつものことながら、またいろいろな先生方からずいぶんいろいろお話が出ておるうちに、総論においては賛成、しかし現実問題として行政問題に具体的に取組むという段階になると、各論においてこれは反対というふうな経過が、また同時に繰り返されておるのではなからうかと私なりに想像するわけでございますが、どういふものでございましょうかね、行政管理局というものが横並びの形で各省庁とお話をする、行政問題についての打ち合わせをする、それは行政管

理庁が各省庁を呼びつけるのか、あるいは出向いていつてくれるのか、その辺のことはよくわかりませんが、そういう問題は別といたしまして、言うなれば各省庁間というのは非常に横並びの関係において内情がよくわかっておるのじゃないかというふうな私は感じを受けるわけです。言うなれば相手の痛いとこがよくわかる、やっぱり人情の常として痛いとこにはなるべく触れない、まずできるところからやっていくんだというように感覚の中で考えますと、そういう、言うなればわかり過ぎた者同士の話し合いというのが果たして行政を今後進める上においてよろしいのかどうか、やはり政治というものはどこか肝心なところで行政をチェックする機能というものが必要じゃないか、言うなれば政治の優位性というまいやうか、主導性と申しましようか、その辺がどうも全般的に欠けておるんじゃないか。ある意味では同じような質問になろうかと思えますけれども、その辺につきまして、たびたび長官に御答弁をお願いして申しわけないのですが、ひとつ御答弁願いたいと思います。

○国務大臣（荒松清十郎君） お答えをいたします。

おっしゃるとおりでございます。いやしくも行政の整理をするということでございますから、これは横に並んでいる、一々これもあれも相談すれば、みんな人間を減らしたり役所を切り詰めたりすることは反対です。だから相談しません。やっぱり総理と相談をして、そしてこういうふうな決めてきたからそれでやろうと思いますが、まあひとつがまんしてくだされと、こういうやり方以外にはないのでございます。そういうつもりでやりますが、こんなものを半年や一年やったのじゃなかなかだめなんです、私は永久にやらせりやみんな整理してしまします。それから一番問題は、やっぱり発想の転換をしなければ整理つきませんよ、これは。戦後いろいろものをふやす一方にやってきましたから、これはもっと言えば、明治始まって、明治憲法始まって以来人間をふや

す、いろいろな役所をふやすことだけやってきた。なかなか減らす方のことはやらないのです。吉田さんがワンマンでかなりきついことを言ったがでないんです。だから、そのふやしつつ放しにしているやつを今度は整理をしていく、口で言うのはやさしいけれどもなかなかそう簡単にできません。私は福田総理によく言う。どうもこれなんだ、これもまあ待つてくれというのではだめで、思い切った発想の転換をしなければだめで、と言う。思い切った考え方を少し方向を変えてやらなければならぬのじゃないかということをよく言いますが、私が少し出過ぎるか、あるいは少し福田さんより過激なことを言ったりやったりするからちょっと待つてということが多いので、ひとつよく研究してみようということと終わりになつてしまふことが多い。こういうことで御了承願います。

○森田重郎君 だいたい質問に關連するわけでございすけれども、現在行政管理庁は、内閣の結局外局というように先ほどの横並びというふうなことになるわけでございす。この問題は今回もさうして討議された問題であらうかとは思いますが、どうなんでしょう、たとえば人事院のような形で直轄といましようか、もちろん行政改革の問題というのは、ただいま御説明ございましたように幾ら措置をとって対応してみても、あるいはまた部局の削減を図るとかさういった考え方に立つてみましても、やっぱりこれは国民の合意というものと同時に、また行政そのものに対する参加意識というのがどうしても基本になると思うのです。したがって、そういう組織の問題は、そういう意味からいいますれば基本的な問題じゃないかということにもなるかとは思いますが、現在の外局というように形ではなしに、直轄というように仮に閣内に設置されるというふうな、そういうお考えは長官としてどう思ひましようか。これは荒松先生のように、議員歴も非常に長くて、政治経験も豊富であり、同時にまた非常に、何といひますか、いまお

つしやつたように思い切った発想の転換ということについても大変英断を持つて対応される先生です。それからそういうことも言えるのかと思ひますけれども、行政管理庁長官という職は、必ずしも荒松先生のような方ばかりではございませぬし、そういう意味から、ただいま申し上げたようなことについてどんなお考えでございませうか、重ねてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(荒松清十郎君) お答えします。

考え方によるものですが、内局というようになつてまいりますとおだめなんです。これはもう少し私に思い切ったことをさせなければ實際はだめなんです。行政改革できないんです。これはやっぱり、総理が何といつてもやるのならばやるといふことで思い切つてやるようにしなければ行政改革は本当は実が上らない、そう思つております。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

それから、だんだん総理と話を、まるで会社の監査役みたいに思はれてはだめですと、株式会社の監査役のようなことで、あなた方取締役が集まつて下手くそなことをやつたのを後で整理をしていくのはおれなんだというふうなことはだめだ、あなたの方の考えることももう一歩強いことがやれるようにさせてもらふのでなければ、行政改革をやれといつたてそれではだめだ、総理と同じ権限でやろうじやありませんかと言つたら、それはちよつと待つて、こう言いますから、そこまでは――私は関係の一員でございすが、監査役だと思はれては困る、こういう意見を言つておりまして、行政改革というのは大変な役所ですから御同情をお願いいたします。

○森田重郎君 先生の御苦勞、御苦心のほどわかるのでございすが、また、一方から考えますと、これは高度成長時代というものは財政的にも非常に余裕があつた。したがつて、国にしても地方にしても、非常に結局また新しい意味での財政需要も発生してきたと思うのです。したがつて、国、地方の仕事の分量というものは非常にふえてくる、事業分野というふうなものも広がつて

くる。まあ過去十年間国家公務員の数は減らない、あるいは漸減しているというふうなことも聞いておりますが、地方公務員にいたしますと六十万人ぐらゐふえていくわけでございます。現在はいずれにしても、構造不況業種等、すでに皆さんよく御承知のとおり大変な減量経済といひましようか、低成長というふうなことで、言ふならば民間企業というのは大変な厳しい市場原理の中で毎日毎日みくちやになつていくつた方を考へてみますと、国家財政は、これは十兆九千八百五十億でしたか、数字ちよつとはつきり覚えておりませんが、国債発行依存度というのが一般会計の中で三七%を占めている。要するに、借金で国が成り立つていくということであると思ふので、そういうことを考えますと、そういう財政にゆとりがないときにはそれに応じたような行政改革といふものを、機構の問題をも、同時にまた人の問題をも踏まえた上でなされるのが行革のある意味では私は当然性じゃないか、こういう感じがするわけです。ただいまの長官の御説明を伺いますと、なるほど行政改革というものは非常にむずかしい。むずかしいはよくわかるんですけれども、あえてそのむずかしさに挑戦するところに真の行政改革があるような感じを受けるわけでございす。何回か同じような質問になろうかと思ひますが、ひとつ重ねての御答弁を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(荒松清十郎君) いや本当におつしやるとおりでございまして、森田さんの考えとちよつとも違わぬいんです。ただ、できるかできないかと、こういうこと。私はこう考へて、さつきも申し上げるように、国家公務員がそれほど多いとは思つておらないんです。千人に対して七・七八人です。ただし、地方公務員は二六・三人、これはとんでもない。地方財政容易でない。また、政府の企業、いわゆる特殊法人等は国家公務員より多いんで八・三人です。そういうことを考へてみると、地方財政なんというものは大変な、これは人件費で全部食つちまつておると言つてもいいよ

うなものです。ですから、これが株式会社なら思ひ切つたことができて、あなたが西武の社長でやっていると行政管理庁長官と取りかへつていひほどでございまして、これ、なかなかやろうと思つてもいろいろな規制があつたりなんかで容易ではありません。しかし、それをやり抜いていかなければ行政管理庁なんというものは要らなくなりまから、ひとつ鋭意馬力をかけて一生懸命やりまから御支援をお願いいたします。

○森田重郎君 だいたい民間企業のお話が出たのでございすけれども、私は、国家財政の成立の基礎といひましようか、その背景というものは、どうしても一般企業、民間企業との平衡感覚の中でそれをとらえていくというふうなことが実は本旨じゃなからうかと思ふわけでございす。それは租税負担の原則あるいは租税負担の能力の問題とか、あるいは国債の消化というふうな、そういうふうな問題から考へてみましても、やはり民間企業の置かれておる経済社会的な位置づけといふふうなものと、実は国家財政といふのはそのうらはらの関係にあるんじゃないかというふうな感じが非常に強いものですから、あえてその点を荒松先生にお伺ひしたわけでございすが、現在民間企業といふのは、これは先ほどもちよつと触れましたように、市場メカニズムの中で動いて、それに適応した形で生きていかぬことにはもうきやうあすにつぶれてしまふというふうな企業が非常に多いわけなんです。社長が首になるとか、あるいは役員が半減するとか、給与カットがあるとか、社員配置転換あるいは出向の問題というふうなことが日常茶飯事のように繰り返されていく、ときには労働組合と血のにじむような協議をする、そういうふうな中で、要するに民間企業というものの存在が辛うじてあるという感じが非常に強いものですから、そういう意味から申し上げましても、冒頭申し上げましたように、やはり国の財政というものはそのうらはらとして民間の財政というふうな問題となつていふんだということを特に申し上げたわけでございます。

次に、実は新しい行政需要の問題なのでござい
ますけれども、第二次大戦以降、御承知のとおり
高福祉社会、高福祉国家というふうなことがしき
りと言われてきておりますが、こういう考え方に
立ちますと、先ほどもちょっと触れましたよう
に、どうしても新しい意味での行政需要という問
題が出てくる、また出てきて当然である。物価に
しても、消費者保護の問題にしても、あるいはま
た公害環境問題、こういう意味での新しい行政需
要というものが出てくるわけでございします。しか
し、おしなべて考えてみますと、総体的に見た場
合には、やはり行政コストというものを大幅にダ
ウンするだけの、そういう意味での供給と申しま
しょうか、行政の供給余力というふうなものがま
だまだ潜在的に非常に大きいものがあるような気
がするんでございしますけれども、その辺について
の、多少総体的な数字というふうなものは、今後
どうなんでしょうか、事務的な形で御答
弁願ってもいいんですが、行政管理局としてお持
ちになっておられるかどうか。たとえばの話でござ
いしますけれども、要するに市民の参加意識と申し
ましょいか、行政コストというふうなものを、住
民がそれをチェックし得るようなその機能と申し
ましょいか、そういうったものについて、若干海外
等について御研究でもなさっておられるようなこ
とがございましたらちょっとお聞かせを賜りたい
と思ひます。

○政府委員(辻敏一君) なかなかむずかしい問題
の御指摘でございまして、的確に御答弁申し上げ
られるかどうか疑問でございしますけれども、ただ
いまお話のございましたように、社会経済情勢が
複雑化してくる、福祉国家等の要請もございまし
て行政の範囲も次第に広がってつたわけではござ
います。しかしながら、私どももいたしまして
は、行政上のいろいろな意味での給付というのは
必ずコストを伴うものでございしますから、行政の
守備範囲の拡大にもおのずから限度があるんで
なからうか、すべて安易に行政に依存されるとい
うようなことでは、これはまた行政のコストがふ

えまして、機構なり定員なりも拡大する一方で
ございしますので、その行政の守備範囲というこ
の問題につきましましては、国民の皆様方のコンセン
サスと申しますか、御理解を得て、ひとつ無制限
な拡大ということとはむずかしいのではないかと、そ
ういう意味におきまして、このような時代でござ
いますとのおおきなことではございしますが、行政施
策を選んでいく場合にも重点的に選択をしていた
だく必要があるのではないかと、このように考えて
おる次第でございします。

○森田重郎君 よく言われておるんですが、日本
で欠けているというのは、これは行政コスト面
で、言うなれば住民が行政効率をチェックする機
能が機能していないことだということなことをよ
く私ども書物あたりで読むわけでございしますが、
財政活動というものは、これはすべて国民、住民の
やっぱ負担によって賄うと、要するにそういう
意味からすると、受益者である住民がコストを通
じてコントロールし得るような、言うなれば財政
責任と申しましょいか、そういうふうな一つの原
則というものについて何らかの形で多少お考えに
なっておられるかどうかという点を実はお尋ねし
たわけでございしますが、その問題はそれで結構で
ございします。

これ最後にいたしたいと思ひますが、今回の
行政改革というものが、大変広範囲にわたってあ
らゆるテーマを盛り込んで、それを積極果敢に今
後推進していくというお話でございしますが、先ほ
ども申し上げましたように、そういう姿勢、考え
方につきましましては大変私は結構だと思ふん
です。現在の行政改革の基本的な考え方、どうし
ても私は数量的な合理化と申しましょいか、そう
いう方向に偏っておるのではないかと申すんで
す。たとえば行政需要がこれだけふえたと、です
から機構が勢いそれに伴ってこれだけふくらんだ
と、人員がこれだけふえたと。現在のように財政
事情が非常に逼迫してきた、したがって今度は逆
に、先ほど来討論をされております特殊法人の問
題にしても審議会の問題にしても、それが非常に

今度はチェックされてくるというような、数量的
な面でも、要するに行政改革の基本、基盤づくりと
いうふうなものがなされていくような私なりに感
じを受けるわけでございします。やっぱ行政改革
というのを基本的に取り組んで進めていくという
からには、行政改革、要するに行政の内容からの
質的な問題、そういう意味で、言うなれば質的
な改革論議というふうなものが、ある程度盛り込
まれるような形での行革案というふうなものを考
えてみる必要があるんじゃないかと。大変抽象的な
表現になりますが、予算の問題にしても、
要するに対前年比でどうなるというふうな例の増
分査定主義的なそういう感覚でなしに、一応見直
し、全面的に洗い直しをして、現在真に国民の
方々が望んでいる行政機構のあり方というのとはど
ういう形であるか、またどういう方向を希望、希
求しているかという、そういう行政の本質的な
もの、内容的なもの、質的なもの、この辺に改革
の基盤というふうなものがあつてこそ、何か初め
て真に行政改革の真髓に触れるような感じがする
のでございしますけれども、以上私の希望として申
し上げまして私の質問を終わらせていただきたい
と思ひます。終わります。

○国務大臣(元松清十郎君) 非常に参考になりま
して、確かにそのとおりです。ただ、量的に減ら
しさえすればいいというのでは、それは行政改革
の一部であつて、もう少し本当に方針を決めて、
だから私は日本の行政改革ばかりでなく、政治の
上で発想の転換をしなければならぬと思ふんで
す。行政改革をしようと思ふという法律や何
かにしぼられてなかなか減らすだけじゃなく
て、行政改革、能率を上げるにはある部分では
ふやしていかなくちゃならない点もあると思ふん
です。しかし、これは非常に何にもかにもがんじが
らに縛られていて、なかなか思ふようにならな
い。だから、私は日本の行政改革ばかりじゃな
い、内閣のあり方についても、政治のあり方につ
いても発想の転換をしなければならぬんじゃない
かと、そういう点に立つて行政改革もやってい

きたいと、こういうふうに思っておりまして、森
田さんの御意見に全面的に賛成でございします。し
からば、それをどういうふう具体的にやるか
と、こういうことでございします。まあ鋭意努力
いたしますから、御援助をお願いいたします。
○委員長(塚田十一郎君) 両案に対する本日の質
疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十一分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、元号法制化促進に関する請願(第四八九五
号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請
願(第四九〇一号)

一、元号法制化促進に関する請願(第四九八三
号)

第四八九五号 昭和五十三年四月十九日受理

元号法制化促進に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会内 北沢

紹介議員 俊美

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第四九〇一号 昭和五十三年四月十九日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(二
通)

請願者 福井市境町二四ノ三ノ一七 中村

美代外九百七十八名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第四九八三号 昭和五十三年四月二十日受理

元号法制化促進に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 夏目 忠雄君

三
在
五
月
九
日
【春風賦】

子

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五〇二一号と同じである。

第五二八五号 昭和五十三年四月二十六日受理
国家公務員労働者の賃金改定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市有楽町二ノ八 岡野
幸男外十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五〇二一号と同じである。

第五二八九号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 札幌市中央区南一五条西一三山手
ハウス内特准恩給は正貫徹期成同盟
盟内 山口勝三外五十五名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九〇号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 茨城県水戸市緑町一ノ一ノ一
特准恩給は正貫徹期成同盟茨城県
支部内 猪野勝彦外千八百五十名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九一号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 広島県呉市平原町二ノ四特准恩
給適正化運動促進同盟内 田淵義
雄外三千六百三十三名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九二号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 石川県金沢市西町四ノ一ノ二四石
川県海軍特准会内 太田久次外八

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

請願者 宮城県仙台市通町二ノ一五ノ一八
特准恩給は正貫徹期成同盟宮城県
支部内 菊地惣七外五百八十八名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九三三号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 富山市磯部町一ノ七ノ五特准恩給
は正富山県支部内 高杉正男外九
百七十七名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九四号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 東京都港区南麻布三ノ一八ノ二特
准恩給は正貫徹期成同盟内 久松
安外三千六百二十四名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九五号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園口五ノ五ノ五
ノ一七特准恩給適正化運動促進
同盟内 門内茂

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九六号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 石川県金沢市西町四ノ一ノ二四石
川県海軍特准会内 太田久次外八

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九七号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 新潟市田中四二七特准恩給は正貫
徹期成同盟内 佐藤虎松外三百五
名

紹介議員 塚田 十一郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五二九九号 昭和五十三年四月二十六日受理
国家公務員労働者の賃金改定に関する請願

請願者 東京都東久留米市上の原二ノ六
守屋敏明外七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五〇二一号と同じである。

第五三〇〇号 昭和五十三年四月二十六日受理
国家公務員労働者の賃金改定に関する請願

請願者 横浜市港南区上大岡東二ノ三ノ五
門倉明道外五名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第五〇二一号と同じである。

第五三〇一号 昭和五十三年四月二十六日受理
国家公務員労働者の賃金改定に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町二ノ一ノ三七
谷藤昭一外五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五〇二一号と同じである。

第五三一一号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 高知市大津乙五六五高知県特准会
内 山崎勝徳

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五三一二号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 鳥取県米子市博労町四ノ一六六特
准恩給適正化運動促進同盟鳥取県
支部内 大塚盛二郎外八百二十六
名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五三一一三三号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 福島市天神町一ノ三三四特准恩給
は正貫徹期成同盟福島県支部内
安彦留雄外千五百四十四名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五三一一四号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 岐阜市昭和町三岐阜県特准会内
馬淵透外千九百七十七名

紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五三一一五号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 岐阜市昭和町三岐阜県特准会内
馬淵透外千九百七十七名

紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第五三一一六号 昭和五十三年四月二十六日受理
海軍特務士官・准士官の恩給格付は正に関する請願

請願者 岐阜市昭和町三岐阜県特准会内
馬淵透外千九百七十七名

紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第五二五五号と同じである。

第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 四 八 退治 対峙

一 終わり たいと

元 二 六 調査書 調査費

三 二 一 苦干 若干

三 二 確信 確言

三 二 三十三機 二十三機

第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 一 二 開議 開会

五 四 五 大地震 大震

第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 二 終わり 法律 法律案

二 三 二 扶信料 扶助料

二 三 七 ますが ますか

四 終わり 一律の 一律

四 一 六 撤廃 撤廃

二 終わり 逐年 逐年

四 終わり そんなことを そんなことを

六 二 三 伴給 併給

七 一 八 保険 保障

二 終わり 点に

三 七 所得と 所得を

昭和五十三年五月二十九日印刷

昭和五十三年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局